

国立大学協会

會 報

昭和34年6月
第16号

大学教育における科学と人文
在米日本人留学生の生活

副会長 森戸辰男
小樽商科大学長 加茂儀一

一、事業報告

第十七回総会、役員会、委員会……等

二、会計報告

昭和三十三年 決算

昭和三十四年 予算案

三、調査

四、彙報

会則、各役員、各委員等一覽表、要望書……等

会 報

(第十六号)

国立大学協会

目 次

大学教育における科学と人文 副 会 長 森戸辰男…一
 在米日本人留学生の生活 小樽商科大学長 加茂儀一…九

一、事業報告

- 1、科学技術教育振興に関する連絡委員会(昭和三三・一〇・三一)…一四
- 2、第一常置委員会(昭和三三・一一・一三)…一四
- 3、第二常置委員会(昭和三三・一一・一三)…一五
- 4、第三常置委員会(昭和三三・一一・一三)…一五
- 5、第六常置委員会(昭和三三・一一・一三)…一五
- 6、第十七回総会(昭和三三・一一・一三)〔一四〕兩日)…一六
- 7、第三常置委員会同専門委員会(昭和三三・一二・一二)…一六
- 8、役員会(昭和三四・四・一八)…一七

二、会計報告

昭和三十三年(自昭和三十三年四月一日) 決算…一七
 至昭和三十四年三月三十一日

附 財産目録

昭和三十四年度(自昭和三十四年四月一日) 予算案…一七
 至昭和三十五年三月三十一日

三、調査

昭和三十四年度国立学校予算小観(主として国立大学歳出予算について)
 東京工業大学事務局長 佐藤憲三…三七

四、彙報

- 1、国立大学協会会則…三三
- 2、国立大学協会役員一覧表…三三
- 3、各常置委員会委員一覧表…三四
- 4、科学技術教育振興に関する連絡委員会委員一覧表…三四
- 5、各専門委員一覧表…三五
- 6、要望書の提出(第十七回総会)…三五
- 7、第六常置委員会委員長の互選…三六
- 8、昭和三十四年度大学卒業生就職対策懇談会…三六
- 9、昭和三十五年三月大学卒業生に対する就職の推薦開始時期等についての協議会…三七
- 10、一般教育に関するアンケート依頼…三九
- 11、一般教育等開設科目について依頼…三九
- 12、一般教育科目及び外国語科目開設大学数調(第二常置委員会関係)…四〇
- 13、国立大学一般教育等開設科目数調(第二常置委員会関係)…四〇

大学教育における科学と人文

副会長

森戸辰男

大学の国際的関連

昨年の秋から年末にかけて、私は国際大学協会の理事会に出席するた
めと、日米知的交流委員会の招聘によつて、欧米を旅行したのであるが
その大部分をカナダとアメリカの諸大学を訪問してその当事者と懇談し
さらに、三つの大学関係者の会合に出席することに費した。ここに記す
「大学教育における科学と人文」は、これらの機会に私の受けた印象を
中心とするものであることを念頭においていただきたい。

この機会に、国際大学協会 INTERNATIONAL ASSOCIATION OF
UNIVERSITIES についての記憶をよびおこしていただきたいのであるが
「世界共同社会への教育について」(五号一—六頁)。「ユネスコ・平和・大
学」(八号一—六頁)この国際組織はユネスコの胆入りで一九四八年から
準備されて、一九五〇年に創設された。協会は世界各国の大学・高等教育
機関の国際的な協力センターたろうとするもので、実際にも、アジア・ア
フリカの新興諸国と共産圏をふくむ、現在各大陸にわたる六五国の二八
三校がこれに加盟している。そしてこの協会は「大学が知的生活の擁護
者として、この上なく重い責任を持つてゐるのだ」という確信のもとに
各大学が、大学の抱つてたつところの三の基本原則、すなわち、(一)真理
のために真理を探索して、その指示するところえは何処えでも従いゆく
権利と、(二)異つた見解にたいする寛容な態度と、(三)政治的干渉からの自
由とを十分に自覚し、さらに、各大学が社会的制度として担う責務を守
つて、怠ることなく、(四)自由と正義の原則、人間の尊厳と連帯の原則を
推進するとともに、(五)国際的水準において大学間の物質的・精神的相互
扶助を促進させてゆくことを希望し、期待してゐるのである。

現在、この協会には、わが国からは国・公・私の一四の大学が参加し

ており、米・仏・伊・独・英に続く第六番目に位してゐる。とくにアジ
アにおいては、数の上からだけでなく、内容の上からも、最も高い地位
を占めておるので、昨年から、当然のことながら、一五の理事国の一
つに推されてゐる。

なお、私は、この外遊の機会に、カナダで開かれた英連邦大学会議と
連合王国大学会議にオブザーバーとして参加することができた。とりわ
け前者は、五つの大陸にまたがる一〇国百余の大学が、しかも地域と文
化と発達段階と性格を異にする諸大学よりなるものであつたので、国際
性の濃い、極めて興味深いものであつた。また、国際大学協会の理事会
に続いて一行は、加・米の一六大学を訪問した後、後援者である米国
教育振興財団 FUND FOR THE ADVANCEMENT OF EDUCATION、
準会員である国際組織「英連邦大学協会 ASSOCIATION OF UNIVERSI-
TIES OF THE BRITISH COMMONWEALTH、ヨーロッパ大学委員会
EUROPEAN UNIVERSITIES COMMITTEE ラテン・アメリカ大学同盟
UNION OF LATIN-AMERICAN UNIVERSITIES、カトリック大学連合
FEDERATION OF CATHOLIC UNIVERSITIES の代表者を変えて、米
国ニューメキシコ州のサンタ・フェーで「比較大学教育」を主題とする
研究会を開いたが、これもまた、私の知見を広める点では、前者に劣ら
ず有益なものであつた。

大学の膨脹

以上のような諸大学の見学と大学関係者の国際的会合で私の最も強く
うけた印象は、戦後における世界の諸大学に肉太く画きだされてゐる二
つの基本的動向、すなわちその量的増大と質的变化に関するものであつ
た。

第一の点に関連していえば、現在の大学問題の根柢には、どこでも「大
学の膨脹」という事実が横わつてゐるらしい。そしてこれは大学教育がま
すます広い国民層に普及し、その結果、個々の大学の規模が大きくなり、
また新しい大学がますます増設されてゆく現象をさすにほかならない。

この現象は欧米の先進諸国におけると同様、アジア・アフリカの新興諸
国においても、またカーテンのこちら側の自由諸国におけると同様、向

う側の共産諸国においても見受けられる。わが国ももちろんその例外でないことは、よくご存知の通りである。

ところが、この大学の膨脹を中心としていくたの重要な大学問題が起つてゐる。例えば、この大学の膨脹にもかかわらず、一面では、その恵沢がいまだ無産階層の子弟に及ばないうらみがあり、他面では、入学志望の全部を收容しきれないために、選考とその方法が重大性を真剣に考慮されてきてゐる。かような急速の大学人口の増加は、当然、大学の設備と教授陣の拡充を必要とするのに、この必要がなかなか充されてゐない。それとならんで、大学のかような民主化は大学の学問的水準を低下させる危険を含んでゐる。また、大学が大きくなるばあい、大学学部・教室の大きさに望ましい基準があるのではないか。ことに学生数の急速な増大は教師および学生相互の間人間関係を荒廃させて、学園共同体の成立を困難にすることにほならないか。さらに、かような大学の膨脹は、大学と国家・社会の關係緊密化を背景とするのであるが、その結果、大学管理のアカデミック・プリンシプルが多かれ少かれ、変質されて、大学の自治が脅かされる心配はないかどうか。終りに、かような大学の膨脹が計画性なしに行われたばあい、国家・社会の要請の面からも、卒業者の就職の面からも、いろいろ不都合な結果が出てくることはないか等々。文化の發展の上からみれば、たしかに喜ばしい、この大学の膨脹は、さきに例示した以外のものをふくむ、多くの、しかも重要な問題をわれわれに課するのであるが、そのことについては今はふれない。

焦点化される科学・技術教育

大学の膨脹という言葉で象徴されたこの大学の量的増大とならんで、私を最も強く印象づけたものは、大学の質的变化なのだ。すなわち、大学における科学・技術分野の教育と研究が著しく重大性を加え、それに伴うて大学の変貌がおこりつつある、という事実である。

私のカナダ・米国における大学見学の中で最も深い印象をうけたのはカリフォルニア大学のバークレー校にある放射線研究所であつた。構内の放射線研究所丘地帯とよばれ丘に当てられていて、ビーバトロン、シンクロサイクロトロン、シイクロトロン、サイクロトロンなどの量子加速

装置其他最新式の大設備と三千人の研究員をもつというこの施設は、門外漢の私にはよくわからないけれども、空間時代の科学・技術を指向する大学の尖端的な象徴であるように思われた。ミシガン大学には、新しく拡張された構内に、広島大学には縁のある名前のフェニックス・プロジェクト・ビルという、実験原子炉を備えた原子力研究施設があり、それをめぐつて自動車工学その他をふくむ新装備の工学部が出来ており、またカナダのハミルトン市におけるマクマスター大学においても、建造中の実験原子炉を中心として、最新式の設備をもつ理・工学教室の建物が堂々と立ち列んだ姿は、極めて印象的であつた。

以上はほんの二、三の事例にすぎないが、方々の大学の新しい敷地に新しい大きい建物が建造されているのを見ると、その多くは空間時代の要求する科学・技術の分野に属するものであつた、といつてよい。それはいづれも立派な新しい型の、しかも多くのばあい、大規模の建築であり、その中には多くの高価な機器が備えつけられており、多数の研究者が働いてゐるのだ。したがつてその創設と運営には巨額の経費と予算を必要とするのに違いない。そのほか、従来は多く大学の外にあつた工学・農学・水産学等の学校・研究所が大学にとりいれられて、その重要性を加えていることも注意されるべきであらう。大学におけるこの質的变化がさきに述べたその量的増大と密接な関係にあることはいうまでもない。いづれにせよ、これらの事柄は、大学の伝統と性格に、一つの転換を促してゐるように考えられてならない。この転換又は変貌のもつ大きい意義は、アメリカやカナダの大学の歴史を顧ると、直ちにうなずけるのである。

人間形成をめざす学芸大学

米・加両国の大学の多くは、これらの国の起源とも関連して、おおむね宗教的背景をもつてゐる。それは神学校として出発しないばあいで、多くは宗教学的な性格をもち、カレッツ、正確にはリベラルアーツ・カレッツ、すなわち、学芸大学として発足したのである。ここにカレッツというのは、日本で誤り訳されているような単科大学のことではない。それは人間形成をめざして一般教育を行う、学寮を中心とする高

等教育機関をさしている。そうしてそれらはその典型を英国の古い大学に求めた。ハーバード大学の創立者が手本をケンブリッジ大学にとり、その所在地をケンブリッジとよんだのはその一例であろう。

アメリカからイギリスに渡つて、オックスフォードやケンブリッジの大学を見学するのは、そこに葛のからんだ古色蒼然たる建物を見出すであろう。それらは瞑想と熟思の場所として僧院を連想させるものがありアメリカでしばしば見たような、近代的な明るい、科学・技術的研究の施設と最もよい対照をなしている。そうしてここでは、由緒のある重々しい食堂とチャペルを中心にもつ学寮で、学生と教師が文字通り寝食を共にしながら、教養豊かな人間形成に努めているのである。アメリカにおける「カナダでもそうだが」古い大学はハーバードにしても、イエールにしても、プリンストンにしても、アーマストにしても、この英国風のガレτζの移植であり、その後に来た多くの大学でも、多かれ少なかれこの伝統の影響をうけていないものは少いのである。

大学の變貌

この背景を念頭に描くと、さきに述べた科学・技術を中心とする大学の新しい姿が、はつきりと前景に浮び出てくる筈である。すなわち、ここでは、食堂やチャペルを中心とする学寮での人間形成ではなく、原子炉やサイクロトロンやその他最新の装置をもつ実験・研究所で行なわれる科学・技術の研究と技術者の訓練が、その主要な任務とされているのであつて、これは「大学の中の大学」といえるかもしれない。

大学の中におけるこの新しい「大学」の急速な發展は、伝統的な大学の形態の変化と研究・教育の重心の移動に根本的な影響を及ぼすことはないであろうか。具体的にいえば、大学における科学・技術の研究・教育の振興のために、人文（ここでは社会科学をもふくめて）のそれが不利益を被ることはないであろうか。ことに、前者の振興が国家・社会の強い要請にもとづくばあひ、この傾向は将来一段と強化されるに違いない。

そこで、われわれは、最新における大学發展のこの様相をどう考えるか、大学教育における科学技術と人文の関係をどうすべきか、という重

要な問題に当面するのである。

科学技術教育の振興

科学・技術教育の振興は、第二次大戦後の世界的現象であつて、それがなかならず大学における研究と教育にいろいろな形で現われていることは、度々言われてきたところであるから、ここでは繰り返さない。それがスポーツニツクの仕上げを契機として、とくに米国において極めて真剣なものとなり、小学校より大学に至るまでの、いわゆる民主的な教育制度の再検討となり、新たな観点にたつて教育の全段階にわたつて行われる科学教育の改善・振興となつたことも、周知知られているところと思う。かようにして大学における科学・技術の分野における研究・教育が、量的にも質的にも、急速かつ画期的な發展を遂げつつあるのだ。

科学・技術教育における人文の重視

ところで、大学における科学・技術の研究・教育の画期的な振興は、その反面に、ちよつとそうも思われるような、人文の研究・教育の疎外と衰頹をもたらしたのであるか。私がアメリカで見聞したかぎりにおいては、むしろ反対に、科学・技術の重視は、これを専攻とする大学や学部においてすら、人文教育の必要を痛感せしめているのである。

私は国際大学協合理事団の一行に加わつて、ロスアンゼルスにあるカルテック CALTEC とよばれつゝるカリフォルニア工學院 CALIFORNIA INSTITUTE OF TECHNOLOGY を訪ねた。この学校は工学教育の分野では米国有数の専門学校であるが、戦後においては、従来のように視野の狭い技術者の量産的養成校であることを反省して、一面では創造的研究を推進し他面では人文的基礎を充実するとともに、教授陣を増強し学生数を制限することによつて、いわゆる量産教育の弊害を克服する事に努めている。大学制度からいえば、それは工業専門学校から綜合理工科大学となつたのであつて、自らもまた誇りをもちつゝ UNIVERSITY OF SCIENCE AND ENGINEERING とよばれつゝるのである。

この同じ分野で米国随一の MIT、すなわちマサチューセツ工學院 MASSACHUSETTS INSTITUTE OF TECHNOLOGY—私は知的交流委

員会のプログラムでここを訪ねたがーにおいても、科学・技術の振興が一方的に偏向して人間的教養を忘れることのないように注意が払われており、特に第二次大戦の後には、一般教育の諸部面を強化するに力を注いできている。その結果、この大学の経済学部や音楽部・演劇部は米国内でも高い声価をかちえている、という。

もう一つ、私はロスアンゼルス郊外にクレアモント協力大学集団 CLAREMONT ASSOCIATED COLLEGES を見学した。協力大学集団と云うのは、相隣接して存在する五つの独立の学園が、それぞれの特質を維持しながら任意的な協力によつて、より有効にその使命を果しているものをさすのである。かような大学間の協力関係は米国では極めて少い事例なので七年前、私が米国大学制度のこの面を視察にいつたさいにも、この大学集団を見学したことがある。そのときには、大学院をもち、集団の中心的調整的地位にたちクレアモント大学 CLAREMONT COLLEGE と男女共学のポモナ大学 POMONA COLLEGE と男子のみのクレアモント大学 CLAREMONT MEN'S COLLEGE と女子のためのスクリップス大学 SCRIPPS COLLEGE との四つであつたが、こんどは科学・技術振興時代を反映して第五の大学、すなわち理工学を主とするハーヴェー・マッド大学 HARVEY MUDD COLLEGE が付け加つていた。そうしてこの新設の理工科大学もまた、自然科学に偏向することを戒め、人文教育に十分な注意を払つてゐることは、それが自らを理工科学芸大 LIBERAL COLLEGE OF SCIENCE AND ENGINEERING とよんでゐることからも明らかであらう。

これらの二、三の事例からも推測されるように、科学・技術の教育の振興は、人文の疎外や軽視に導く代りに、かえつてその必要と重要性に目を開かせ、その結果として、工学専攻と技術者養成という狭い任務をもつていた工学院は、一般教育の基礎の上に創造的研究を行うところの総合大学の性格を帯びるに至つたのである。

科学文明の矛盾

以上でわかるように、大学教育の最近の特徴は、科学・技術の重点化が進行すると平行して、これが反作用として、人文教育の尊重・擁護

の傾向が目立つてきている点に求められる。これは如何なる理由によるものであらうか。

その根本の理由は、私の見るところでは、科学・技術の進歩そのものに含まれている矛盾にあるようだ。というのは、科学・技術の進歩は、研究と教授・訓練における専門・分化によつて可能となる。これと反対に、われわれの生活は、国際的にも国内的にも、生活諸分野の間の関係がますます緊密となり、したがつて個人の行動においても、集団の行動においても、高い理想と全体的な視野に立つ判断がいよいよ要請されるようになった。

このことは科学の独走的な進歩が、人類破滅の危機をもたらしている事実によつても明らかであらう。いうまでもなく、原水爆は、現代科学の頂点にたつ原子核の分離融合に関する研究の成果にほかならない。しかも、この成果の誤つた使用は、人類の破滅となるかも知れないし、その不用意な実験ですら、回復困難な、恐ろしい禍害をわれわれだけでなくわれわれの子孫にまで残すかもしれない。科学や技術の独走的な進歩が、手放しで歓迎しえない理由、それどころか、真剣に憂慮しなければならぬ理由は、まさにここにある。別の言葉でいえば、科学・技術の進歩は、人類福祉の増進と並行するものとはかぎらない。時には逆行することすらありうるのである。

そこで、科学・技術の画期的な発達が運命づけられているこの現代文明の矛盾にたいして、大学は如何に対処したらよいか。大学は、将来、国内的・国際的な生活の諸分野において、指導的な責任ある地位を占めると期待される青年が教育を受ける場と云われている。かような任務を担う大学は、いつたいどうしたらよいのであるか。

科学者とヒューマニズム

大学の本质に即して考えると、これには少くとも二つの面が現われてくる。その一つは科学者自身の問題である。

近代科学の特徴としては、なかならず、抽象と分折と専門化をあげることができるとは、したがつてかような学問に専心する結果、科学者は、おむね、専門についての深い知識を持つていてもその視野が狭くなり、

社会人生の出来事にたいして、全人的な立場で公正に判断し行動する能力を弱められる恐れがある。専門学識のすぐれた学者の間にさえ、時に、謂ゆる専門馬鹿とか専門ボケという悪口に値するような言動の見出されることも必ずしも稀れではないらしい。

しかるに、民主社会においては、各個人は自分の周囲に相次いで起るあらゆる問題にたいして、自分で責任ある判断をし行動をしなければならぬ。すべての市民が大事な問題にたいして自分で判断する権利を放棄して、独裁者にこれを任せ、各人はただこれに随従すれば、それで済む全体主義社会と、各個人の自主的な判断と行動を前提とする民主社会との相違は、まさにこの点にある。それゆえ、民主社会におけるよい市民であるためには、たとえ完全でないにしても、ヒューマニズムの見地と全体的視野と具体的思惟と総合的判断とが涵養されていなければならぬ。そうしてこのことは現代の科学者のばあい、特に強調される必要があるのではないか。

かような反省のもとに、今日の科学・技術の時代に、科学・技術の専門家を育成する大学において、広く人文教育とよばれるリベラル・エデュケーションの、新しい名前では一般教育の必要と意義が、高く評価されているのである。

科学における専門化と綜合化

科学的進歩にとつて避けがたい専門的細分化は、科学そのものにとつても問題を含んでいるのではなからうか。

例えば、最近の工学における急速な発展のもとでは、大学の教育は、次から次へと分化してくる新しい専門に追いつくことはとうていできないらしい。その上、かような余りに狭い分野に限界された科学・技術の教育は、必ずしも科学的創意の基礎となるような学問的な能力の育成に役立つわけではないらしい。したがって、大学の教育はこの分野においても、専門化の末端を追い廻すことによつて行倒れになるような愚をしないので、これらに共通する土台である基礎的な科学の方に力点をおく方向がとられつつある、と云われている。

このことは単に自然科学に関してだけではない。その影響を受けて発達

した社会科学と人文科学においても、抽象化され専門化した原則が進歩すればするほど、かえつて全体としての人文と社会の理解・把握をますます困難にする、という逆説を生じていないであらうか。そうしてかような科学状況は、特定の文化・社会に関する全体的な認識と把握に到達するため自然科学・社会科学・人文の各専門を包括する総合的な研究方式、すなわち、総合的地域研究と総合的的主题研究とを生成せしめた。といつてもこれらの新しい研究方法は、抽象と分折と専門化を特徴とする科学の方法とその成果を否定するものではない、むしろその基礎の上にたつて、それが孤立した専門知識によつては捉えることのできない、総合的な具体的認識の達成を期するのである。

人文とは何か

科学・技術の教育の振興される今日の大学において、人文の教育が必要かつ、重要であるゆえんは、上述の如くであり、さらに進んで、これら両者の間に適正なバランスが保たれなければならない、ということについても、誰も異議のないところであろう。しかし、この人文というのは、いつたいうことであるか。われわれはサンタ・フェーの研究会で、この問題について議論したが、人々の意見は必ずしも一致しなかつた。

人文について、ヨーロッパ大陸の諸国に根深く存在している考え方がある。それによると、人文の教育とはギリシヤ・ラテン語とその古典の教育を意味する。したがって大学におけるリベラル・エデュケーションといえは、これらを中心とする教育でなければならぬことになるのである。

ところで、人文についてのかような考え方は、ギリシヤ・ラテンの文化を源流とする西洋文明の支配する国々では十分意味のあることであろう。けれども、世界歴史の現段階においては、世界の文明はすでに非西洋的な諸文明を包括する、もつと広く、内容豊かなものとなつてゐる。したがつていわゆる西洋文明即ち世界文明という考え方は、もはや通用しない。アジアを代表している私は特にこの点を指摘した。というのは、アジアには、ギリシヤ・ラテンの古典と同じように古い、しかも同じよ

うに重要なインドの古典もあれば、支那の古典もあり、日本にはまた日本の古典もあるからだ。それに、現代はユネスコの提唱の線に沿つて、東西文化価値の相互理解が強調されている時代でもある。とりわけ、大学制度が世界的なものとなり、その代表組織である国際大学協会が、かように偏つた、時代に即しない人文の解釈をとることは甚だおかしい。なお、東洋の諸国では、自国の古典と西洋の現代語の学習に多くの時間を費しているのに、仮りにギリシヤ・ラテンの古典の教育が必要であるにしても、一般教育でこれを原典で読むことは要求しえない、という事実も無視されてはならない。

これにたいして、アメリカの人々―大学における新しい形の人文教育として「一般教育」を構想し、導入したアメリカの人々の見解は、ずつと広い。すなわち、新しい人文は非西洋文明の古典を含むべきはいうまでもなく、それは古代の代表的な原典に局限されてはならないし、また狭い意味の人文、すなわち、哲学・歴史・文学に閉鎖されるべきでもない、と考へる。

西洋文明の伝統からより多く解放されている東洋のわれわれが、かような方向に沿つて人文を理解するのは当然であろう。したがつて私もまた、大学における人文は、(一)ギリシヤ・ローマの古典だけでなく、広く非西洋文明の古典をふくみ、(二)単に古代のそれだけでなく、中世・近代および現代の代表的な作品をとりいれ、(三)哲学・歴史・文学の限界を越えて、社会科学と自然科学の発達史と基本理念に及び、(四)しかも、必ずしもそれぞれの原典によらず、翻訳書を用いる、というやり方で、教授されることが望ましいと考へるのである。

この最後の点については、先ず古代語を学習し、これを通じて自文化の淵源を深く理解することによつて、初めて他文化の理解も本格的なものになるのだ、という見地から、西洋諸国におけるギリシヤ・ラテン語の学習を強く主張して譲らない少数者もあつた。これとならんでこのさい特に注意しておきたいのは、現代の人文には是非とも科学・技術の発達史と基本理念がふくまれねばならない、ということだ。そのわけは、現代の文明が科学・技術文明であるからには、古い人文教育では、もはやこれを十分に理解できなくなつてきているからだ。それゆえバー

トランド・ラツセルなどが、今日みられるような「科学と文化の離縁」を痛歎しているのは、極めて理由のあることであるし、それと同じ意図から、すぐれた科学者が科学・技術と文化の再縁組をはかつて、科学的ヒューマニズムとか工学的ヒューマニズムとか呼んでいるのを確立しようとして努力していることも、十分理解できる。

それはともかく、さきに述べた比較大学教育研究会のすべての参加者は、人文教育の内容の次の諸点について意見の一致を見た。

- (一) すべての学生は、その専門分野が何であれ、広義に解された人文における基礎的なものを学習しなければならない。
- (二) 人文教育のプログラムは、現在の又は過去の一外国語の学習を、そしてこの言語を通じて、それを超えて、その表現する文化の学習を、含まねばならない。
- (三) 西洋の国々においては、非西洋文化により多くの注意が払われなければならない。
- (四) 目標は学生に百科辞典的な知識を、したがつて必然的に皮相な知識をつめこむことにあつてはならない。これに反して討議中に使われた文句でいえば「一滴の水から世界を見る」ように、学生を助けてやることではなければならない。
- (五) なお、かような人文教育は優秀な大学教師によつてのみ達成されるであろう。

人文は如何に教へるべきか

近代社会において科学の研究・教授と教養ある人間の形成を使命とする大学にとつて、人文の教育が大事であり、わけでも科学・技術教育の振興が急速度を実現されつつある当代において、その重要性が一段と浮き彫りされて来ている国際的な状況と、さらに、この人文を如何に解し、人文教育の基本的な内容を如何なるものと考えべきか、についての国際的な動向は、上段に記したところでほぼ明らかになつたと思う。

周知のように、日本の大学は、その改革の一環として一般教育を本格的にとりいれてこれを新制大学の一つの特質とした。「大学基準」の解説は「新制大学は、将来自由な社会の推進力となるべき立派な市民を養

成する一般教育の基盤の上に、漸を追つて専門分野の教育を施すのを建前としてゐるが故に、一般教育こそ新しい大学の根幹的位置を占めるものである」ことを明らかにしており、民主教育協会の一般教育委員会は「大学における一般教育」において、この教育の目標を規定して「学生に対して特定の専門的知識あるいは技術的訓練をあたえることではなく、むしろ思考の方法を修得せしめると同時に、学問の成果を理解し得る能力を育成し、将来専門的研究をなしたまはた社会人として活動する際に必要な一般教養を付与するにある」といつてゐる。

さきには、人教文育が古典的なりベラル・エデュケーションから現代の一般教育に発展したことによつて、その教育の範囲が著しく拡大したことを指摘したが、これと対照的に、このばあいには一般教育は、一般教育としての使命を完了するため、自己本来の領域を明確にして、これを厳守する必要がある。という意味は一般教育は専門教育や職業訓練と混同されてならないばかりでなく、準備教育や基礎教育と同視されてはならないからだ。このばあひ、一般教育の専門教育・職業訓練との関係について、両者が異なるものであるとともに、具体的な人間形成の上で相互補充の関係にあることは、多くの人々の理解するところであるが、準備教育や基礎教育との関係については、必ずしも、人々がはつきりした認識を持つてゐるとはいいがたい。というのは、現実の事態においては、一般教育の担当者が昔の予備校である高等学校の教師であつた関係から一般教育がややともすれば、準備教育や基礎教育と混同して考えられやすいからである。その上、自然科学系の専門分野からの、一般教育を部分的に基礎教育に転換してほしいという要求も手伝つて、この混同は一段と実現的なものとなつてゐるようである。

それはともあれ、世界的にみても試行錯誤の状況にある大学における人文教育はわが国においては、戦後の教育改革の一環として制度的にも人的にも全く準備不足のうちに発足したものであるが、十年の後に、われわれはその経過経験をかえりみて、謙虚にこれを反省し、本格的に再検討すべき時期に到達してゐるようだ。というのは、かような必要と要求とは一般教育の関係者が安易な現状肯定者でないかぎり、この教育の在り方の反省として、当然に内部から発生してくる筈のものであるばかりでな

く、当面する大学の諸改革、例えば、科学・技術教育の振興、専門学向上の問題教育養成制度の改革、文理学部再編成等々と関連して、外部から問題をつきつける形で迫られてきているからだ。一般教育の発足以来、すでにいくたの人々から指摘されており、この機会に私の念頭に浮ぶ問題だけを拾つてみても、その数は決して少くない。

(一) 欧州大陸にみられるように、一般教育を主に中等学校に任せて、大学は専門教育に専心することはできないにしても、一般教育一語学をも含めて一合理的に中等学校と分担する方法はないものか。

(二) 大学における一般教育にあてられる時間の量をどうしたらよいか。これに伴う一般教育における三系列の学科と単位の構成について再検討する必要があるか。

(三) 時間の総数が同一であるとしても、画一的に専門教育と段階を区分する横割りがよいのか、専門教育と平行する縦割りがよいのか。もちろん、これは一般教育の組織形態と関連して考えなければならぬのだが。

(四) 一般教育のやり方については、根本的に考えれば、(1)単一科目コースがよいか、(2)総合コースがよいか、の問題があり、多くのばあひ、望ましい後者を採るとしても、概観方式、問題中心方式、ケースメソッドのアプローチがあり、さらにそれらを具体的な実行案に仕上げるばあひには、一層多くの困難に出食はずであらう。

(五) 一般教育にかぎつたことではないが、古い形のやりつばなしの講義式のマス教育をやめて、できればチューター制度も設けて、教育が行われることが望ましい。このことは、手不足の教師で多数の新入学者を引受けざるをえない謂ゆる教養部において特別の関心に値する。

序であるから、少し問題はそれるけれども、一般教育の担当者の資格と評価とも重大な問題のある次のことを指摘しておきたい。一般教育の意義と内容が以上のように重要なものであるとすれば、その担当者はそれにふさわしい学力と経験の所有者でなければならぬ。そして彼らはそれに相応する、専門学者とならぶような評価と尊敬を受けねばならない。しかるに、このことが、残念ながら、外からも内からも実現されていないのである。もちろん、これには一般教育を担当する教授又は部

局にからまる特殊の歴史的事情があつて、そう簡単に解決されるとは思われぬ。が、何としても一般教育が大学の予備教育的な残滓を清算して、本来の大学教育の水準にまで高められなければならない。そうしてこの点では、外部者の啓蒙とならんで、一般教育担当者の反省と積極的な発奮と努力が何より必要なのではなからうか。しばしば論ぜられる、一般教育又はこれを担当する部局の大学における地位の問題も、一般教育とその担当者の実状の関連においてのみ、正しい解決がえられるものと私は考へている。

重ねて申すのであるが、一般教育発足十年、とりわけ科学・技術教育の振興を契機として、われわれはいわば試行錯誤の過程にあつたこの教育を真剣に反省し、検討して、その望ましい姿を確立してゆくための、最もよい機会に際会している。そうして当局である文部省や関係諸大学や担当教師諸先生はむろんのことと思うが、国立大学協会も、大学基準協会も真剣にこの問題ととりくんでゐる。科学・技術の振興が時代の強い要請であり、一般教育が新制大学の基本的な特徴の一つであることをよく心得ているわれわれは、日本の大学がその当面する「大学教育における科学と人文」の問題に適切な解決を与えて、大学の使命達成に一步進めるとともに、時代の付託に十分応えることを期待してやまないのである。

在米日本人留學生の生活

小樽商科大学長

加 茂 儀 一

アジア財団からの招きをうけて、昨年九月のはじめから約三ヶ月余にわたつて、アラスカをも入れて全米各地を歴訪し、その間に著名な大学のほとんどすべてを尋ねて、大学の運営、教育方針、施設、産学一致の状況などについて学長その他の幹部から聞き、または見たりすることができたが、その間に各地の大学でできるだけ多くの日本人留學生に出会つて、彼らからアメリカ大学における生活についての感想をきくことに努めたが、ここではこの点に関して一部報告をしておきたい。

現地にてわかつたことは、アメリカの大学制度は必ずしも一様のものではなく、公私の区別、土地の事情、大学の伝統などによつてそれぞれ相違していることである。この点をよく見ないで、日本の新制大学を画一のものにしようとすることには多分の危険がある。しかしその問題はここでは省くとしても、ともかくアメリカの大学がその教育制度を、たとえそこには差があり問題があるにしても、有効に生かそうと努力していることは確かである。その一つでどの大学でも一応はつきりと打出している線は、學生に対するトレーニングの強化ということである。このことはわが国でもよく知られているが、事實は少し詰めこみ主義におち入つていないかと思われるほど、実行している大学がかなりある。

なるほどアメリカの大学生はよく遊ぶようであり、その点ではアメリカ国内においても、大学は男女學生の遊び場であり、結婚媒介処であるという非難もある。しかしこれはある一部の大学なり、學生層についていわれるところであつて、アメリカの全學生がこのような生活をしているとは見受けられなかつた。彼らが徹底的に遊ぶのは、金曜日の夕方から日曜日の夜までの間で、ことに金曜日の夜は、たいていの大学都市のレストラントや遊び場所では學生が思い放題にやつているようであ

る。しかしその間の週日には彼らは勉強で忙がしく、宿題を必ずやつてゆかなくてはならないし、教室では必ず質問されるので欠席もするわけにはゆかない。だいたひにおいては教科書を持つようになされているので、講議の前に必ず何頁から何頁まで読んできて、教室では教官の質問に答えなくてはならなくなつてゐる。大学の側ではともかく學生の勤怠のいかんにかかわらず、一時間の講義に対して自習二時間の線は守られ、実施されているようである。従つてトレーニングを強化しているたいいての大学では、學生は勉強に忙殺されるわけ、勢ひ週末には徹底して遊ぶということもあり得るのではないかと考えられる。

その点については、日本からの留學生と会合をもつて彼らから話をきいたところでは、日本人の留學生とアメリカの學生とを較べて能力の点では決して劣つてはいないが、頑張る体力の点ではやはりアメリカの學生にかなわぬ、というのが真相のようである。その結果、多くの有名な大学では最後まで頑張りがかかなかつたために、単位がとれないで卒業も出来ない日本人留學生をしばしば見受けられた。このようなケースは、国費あるいは財団からの費用をもらつて留學している學生のあいだにはほとんどなかつたが、旅費だけ支給されて滞在費をアルバイトでまかなつてゐる學生のあいだに多く、卒業も出来ないで今更帰國するわけにもゆかず、そのために将来の見透しのできないものもいる。

体力以外に日本留學生にとつてハンディキャツプになるのは語學の力の不足で、最初の一年の講義をうけるにあつては、教官の説明がわからないので、宿題その他の点についてはアメリカ人の學生から問題をおそわるのが現状であるようである。だいたひ講義のわかるのは一年経つてからであつて、なかにはそれから講義がわかるようになつて帰國しななくてはならないものもあり、二ヶ年滞在できても有効に留學期間をすぎすのは丸一年という場合が多い。ミシガン大学の學生ホールで十數人の日本人留學生と話をしたときに、もつと効果的にやる方法について考えてみてはどうかと勧めたときに、彼らの多くは、アメリカに來ているだけでも何か役に立つので、さう真面目に考へてゐるは異國ではやつてゆけないと話していた。しかしアメリカの大学の多くの総長に出會つて日本人の留學生について意見があれば聞かせてほしいといつたところ、

彼らは日本人留學生が非常に真面目で、能力のあることを認めるが、語学力の不足していることは何んとも残念である、その点十分に考えて頂けたら幸いである、といつていた。

ハワイに二日ほど滞在していたとき、二世の若い人たちに会つたが彼らは折角日本から多くの留學生がアメリカに来るのに、英語の話せないものが多いのは困る。これはなんとかならないものであろうかという相談をもちかけられた。そのときには、ハワイに語学力をつけるためのセンターを置いて、そこで日本から留學生には英語を、アメリカから日本へゆく留學生には日本語をそれぞれ話す訓練を三ヶ月間ほどしたらどうかというような案も出たほどである。もちろん、この問題は日本にいるときから自分で解決すればよいのではないかという議論もあるであろうが、アメリカにいる日本人留學生は、例えば、助手の身分にしていると大学では出発まぎはまで仕事の整理その他で忙しくて、とてもそれをやる暇がないという理由を述べていた。

アメリカへ留学する以上、語学の力のことを云々するのはおかしな話であるといえばそれまでだが、やはりアメリカに行けばアメリカの実態を知り、学問的な知己をつくり、いい成績をとることの方がよいのであるから、その点で十分の効果をあげることが望ましいであろう。また、事実そうした欠陥のために損をしている学生もかなりある。アメリカの大学の教官のうちには、日本人留學生を自宅に招いてパーティーを開いたり、晩食を共にすることを望んでいる人も多々あるが、語学力の足りない新参の日本人留學生のなかには、こうした招待をうけてもことわつたり、なかにはすつばらかしてしまう学生もあるようで、ついには教官も留學生を招くのを止めるという事態も起つている。

語学力の不足を克服することを自ら努力しない学生は、自然アメリカ人の学生と交友することを避けるきらいがあり、その結果、大きい大学都市では日本人留學生同志がいつも集まつて日本語でしゃべりあつている。私は三十あまりの大学を訪問したが、どこでも日本人留學生がアメリカ人学生と集つて話しあつている光景はほとんど見なかつた。アメリカ大学当局としてもこの点非常に残念がつており、日本人留學生がで

をつつたりすることを切に希望していた。日本人留學生のあいだにはそういう意味でのセクシヨナリズムが強いのではないか、ということをついていた大学の教官もいた。これを単なる語学力の不足から起る事柄として見ると、ことあるいは簡単であるが、日本人の島国根性あるいは東洋人の一般通性が然らしめているとすれば、これは問題であるような気もする。

むろん、これには例外もある。例えば、ハーバード大学で聞いた話であるが、日本の大学を出てからアメリカへ留学して二年足らないある学生は、初から日本人留學生と集つて日本語で日常話しあうことをやめ出来るだけアメリカ人の学生と交際して、十分な語学力を身につけて講義をマスターし、その結果どの講義においてもその成績はクラスのトップを切り、また大学のアメリカ学生のいる寮に入つてそのプレジデントとなつてゐる。これなどはすばらしい効果をあげている学生で、大学でも大変ほめていたが、こんな例は全く乏しいのではあるが、日本人留學生でもやる気があればこれだけのことができるという一つの見本でもある。しかもこの学生は定めしアメリカかぶれているかと思うと大間違いで、異国の大学に学んで絶えず日本の将来のことを憂へている好ましい日本人であつた。

私が出会つた日本人留學生のうちで、がいて女性の方が男性より生活態度をわり切つて考え、ほがらかであつたような気がする。これはいざという場合に女性の方が環境に順応しやすいのかもしれないが、しかしそれだからつて彼女らがアメリカ人学生のデイトになつてゐるわけでもない。遠く南方のテキサス大学では、夫を日本に残して語学の勉強に来ていた若い日本女性に出会つたが、私は彼女の勇気をほめ、健在を祈らざるを得なかつた。デイトといへば、男性の日本人留學生もアメリカ人の女子學生を相手にしていることはほとんどない。これは先方の方がさうしないのである。従つて土曜日から日曜日にかけてアメリカ人の男性学生がほとんど女性とデイトして遊びに出かけるので、日本人の男性はこれらの日にはたとえアメリカ人の学生と一緒に遊びに行きたくとも相手にしてくれない。そこで日本人学生同志で出かけることになる。彼らが日常日本人同志で集まるくせがあるのは、そうしたデイトのないことに

も原因していると思われる留学生はいつていた。

語学力の不足から来るいろいろな問題、女性関係の乏しさから淋しさからそれが思うようにならないために生ずるしやうさう、あるいは既婚の学徒が急に家族から離れて異郷で一人暮らすことから生ずるせきりやう、そうしたものが積みかさなると、事実アメリカの生活は大変重荷になつてくる。その結果ノイローゼになるものもかなり多いようである。

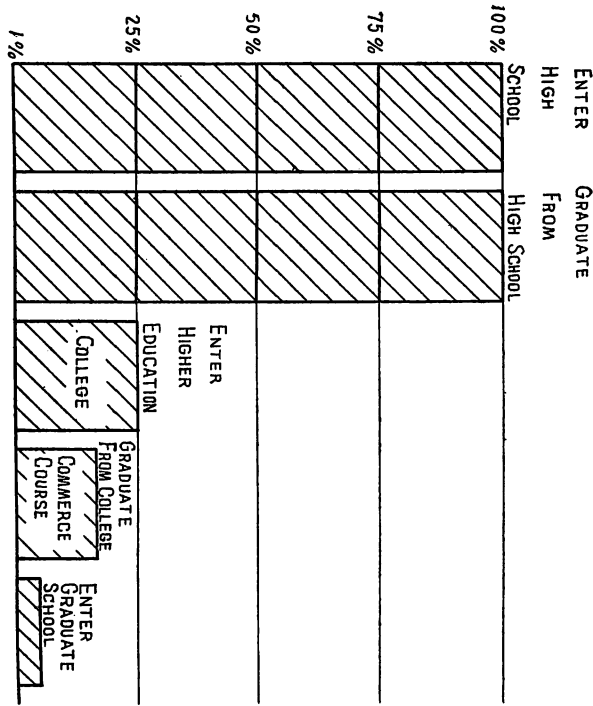
ミシガン大学の附属病院で研究している若い日本女性から聞いた話によると、体のどこが悪いということもないのに、体の工合の悪いことを訴えてくる学生のうちでは、日本人留学生が一番多く、もつといけないことには、それがこうじて自殺する学生の多いのも日本留学生で、その数においては独占的であるということである。ニューヨークにいたときに在留邦人の招待で一席話しあつたが、そのときの話では、卒業も出来ないで中途半途になつてゐる学生がかなりあり、なかには精神異常を来たしたために在留邦人の家で面倒を見てほしいという学生が出てきたので、邦人連中がなぜさうまでしてかような学生をアメリカに止めておかないではならないのか、なぜ帰国しないのか、といつて憤慨しているのとことであつた。こんな例はおそらく非常に稀れであるとは思ふが、その一歩手前にいる学生が少くともある数だけでもいることは確かである。

ことに私が驚いたことは、同じくニューヨークで日本人留学生らと一緒にパーティーに出席した席上で、ある一部の学生にアメリカ生活について聞いたときに、それらの学生は日本のように封建制が強く、いづこもセクシヨリズムが横行して、他人の出世をさまたげているやうな国へはもはや帰りたくない、といつて、故国日本を散々にやつつけていた。私はそれを聞いたとき、必ずしも日本はそうとは限らないし、もしそんな精神でおればアメリカでもやはり同じことがいえるのではないか、といつて議論し、結局相手をなだめ、出来たら帰つてくるやうに話した。二三の大学でも日本に帰らないでそのままアメリカに残つて研究を続けたい、といつていた学徒もいたが、それがアメリカにいる方が自分の研究にはなにか都合がよいというのである場合には、私は決してそれに反対しなかつたが、日本の大学に帰つても昇進できるわけでもないからそ

れがいやでアメリカの大学に残つてゐるのだというやうな学生には、よく反省してほしいというやうなことを話しておいた。

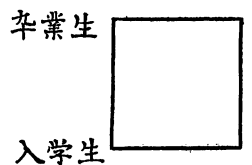
アメリカのホテルで出会つた旅行中の日本の大学の教官から、日本人留学生のなかにはアメリカに対して劣等感をもつてゐるものがあり、彼らはアメリカ一週倒になつてゐるのは困つたものだ、という話をときどき聞いた。その傾向は絶無だとはいえない。たしかにその気配はときにはよく感じられたが、私にはそんなに極端になつてゐる学生は少いように思われた。しかし一般的にいつて、東南アジアも新興国家から留学してきてゐる学生に比較して、日本人留学生にどこか元氣のない様子があることは否定できなかつた。これにはもちろん国情の相違していることが原因している。東南アジアの新興国家から來てゐる学生は、すでに留学することによつて帰国後にいい社会的地位が約束されてゐるのである。それは丁度、明治のはじめに日本から欧米に留学した者が帰国しても大学教授や官庁の技師や上位の役人を約束されていたのと同じであつて、戦前でもこの傾向は多分にあつた。従つてこれらの新興国家からの留学生はどこの大学に行つてもよくみんな集つて談論風発というところであるが、この点では日本人留学生にはそうしたはつらつさがやはりない。私はよく彼らに日本は先進国だからといつて励ましたがつが、こういう理由もあとで考えたが彼らにとつては損になつてゐるかもしれない。というのは、アメリカの大学における日本人留学生のメリツトは、日本の大学ではだいたい認めていないのが普通である。しかし留学生のうちにはこのメリツトを日本の大学でなんとかして認めるやうなことになるれば、彼らをもつと勉強するのではないか、という意見を述べてゐるものもいた。ニューヨークで朝海大使の晩餐会に呼ばれたときにもそんな話がでたが、このような事柄を含めて真面目な留学生の意見では、彼らは日本にいる人達が考へてゐるほど楽な勉強をしてゐるのではない。アメリカの大学では語学力の不足も手伝つて、単位をとるのに並みたいといふことではない。それなのに日本ではアメリカにいる留学生はのんきにやつてゐると考へられてゐるのは心外である、というのが彼らの意見であつた。事実またアメリカの大学では学生が盛んに勉強させられるとともに、単位での及第点をとるのもなかなか容易ではないやうである。

そのために進学するのむづかしい。ウイスコンシン大学で大学当局が説明してくれた数字の統計をグラフによつて示すと次のようになつてい

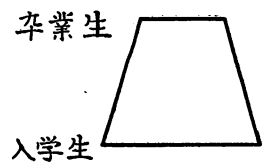


これはこの大学の学生を対象にしたものである。ハイスクールに入るのと、ハイスクールを卒業するものは百パーセントであるが、そのうちでカレッジに進学するものは二十五パーセントにすぎず、そのうちから商業課程のカレッジを卒業することの出来るものは二十パーセント以内で、さらにそのうちでグラデュエイト・スクールに入ることの出来るものは僅かに五パーセント以内である、といわれている。つまり、大学での入学生と卒業生との夫々の数を図式であらわすと、次のような形になるといつてよい。すなわち、日本の大学では無事に入学できればだいたいにおいて全部卒業できるようにさせるのが通例であるが、アメリカ

日本式



米口式



の大学では卒業するまでに落ちてゆくので、卒業生の数はそれだけ少くなる。教官や学生の判断を総合しても、大学では外国人であろうと、アメリカ人であろうと少しも差別することなく落第させるそうである。日本での大学のように実際の得点数に下駄をはかせて及第点をつけるというようなことはほとんどないようである。そのかわりにアメリカ人の学生は落ちて日本人の学生のようによくよしないのである。

戦前のアメリカでは、金を儲けるには何も大学を卒業する必要がなくハイスクールを出て大工や左官になつても大学卒業生以上の月給をとることもできたが、戦後は科学・技術の進歩によつて学問のある卒業生をいい俸給で会社なり役所が雇う傾向が強くなり、従つて大学を出なくてはいい収入を得られないということがわかつてからは、百姓の子でも貧乏な家庭の子でも無理しても大学を出なくては出世ができないという風が盛んになつてきたので、大学の入学希望者の数は非常に増えてきている。従つてこれらの希望者をできるだけ入学させるために、どこかの大学でも大変な費用をかけて施設の増加を盛んにやつている。その点では豊かな州の州立大学は州での税金も多く入るので大学の予算も多くとれ従つてわれわれが見てもうらやましいほど大きい建物がどしどし建てられて、高価な施設も増設されている一方、今では私立の大学では寄附に頼つているのでそのようなわけにもゆかないので、財政的に困つていて、研究も十分にやれない状態になつている大学もある。そしてどの大学の学長も資金の入手のために忙しくしているようである。従来の著名なスタンフォード・ミシガン、ハーバード、MITなどの私立大学はさうなつてもおそらくその伝統を守り、実力を落すことはないであろうが、カリフォルニア、ユタ、マサチューセツ、テキサスなどの州立大学は、近く

そうした旧来の有力な私立大学と肩をならべるくらいにまでなるであろうと推定される。アメリカの大学では立派なスチューデント・ユニオンができることは、学生を誘致する一つの力にもなっている。これはアメリカの一部でも批判の対象になつてゐるが、日本の一流のホテルよりもましなこのスチューデント・ユニオンの内部の豪華さは、われわれ日本人にとつては羨ましい限りである。ともかく今ではアメリカの学生生活はこのようなユニオンとは密接に結びついていて、その生活をエンジョイするために学校へはともかく行くというのが常道になつてゐるような気がする。こんなことをいうとあるいは贅沢だといわれるかもしれないが、その点では日本の大学生、ことに現在では国立の大学生の生活はかわいそうな気がする。

アメリカの大学生の生活もその大半は決して楽ではなさそうである。ある大学では男子は全体数の七〇パーセント、女子は六〇パーセントがそれぞれアルバイトを求めているが、幸いなことに労働力の不足しているこの国では一時間二ドルでアルバイトが割合たやすく得られるので、学生の生活はやつてゆけるようである。この点も日本の学生はそのアルバイトを求めるのがなかなか困難である。ただアメリカの大学生が現在直面している問題は、彼らが平均して二十二才ぐらいで結婚し、いわゆるカツプル・スチューデントになるので、二人とも大学に通うことが経済上できなくなり、生活が困難になつてくる。アメリカの大学生で卒業できないものができてくるのもそのためであるといわれているが、たいていの場合には女房が働いて主人たる学生の学資をかせいでいることが多い。女尊男卑といわれているアメリカではあるが、この点は逆のように見える。しかし裏を洗つてみると、女房の心のなかでは自分が働いて学資をみついでいても卒業すれば夫がいい俸給をとつてくれるので、働いただけは十分に戻つてくるという打算が強く働いていることは間違いないらしく、その点十分に割り切つて考えているので女房の側で学生気分の夫に対して横柄な態度に出るものはないようである。そして多くの大学でもこのカツプル・スチューデントを入れるための寄宿舎がどしどし建てられており、彼らの数も増える一方である。日本でもこうした風潮が現われてくるのもそう遠いことではないように思われる。

以上種々な批判もあろうが、このあたりで報告の筆をとどめておく。

(一九五九・四・二八)

一、事業報告

1 科学技術教育振興に関する連絡委員会

日時 昭和三三・一〇・三一(金) 午前十時—午後零時半
場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 茅会長、山内委員長、平沢、江国、遠藤、山田(良)、
寺沢、正田、清水、大畑、杉野目、武田、北川各委員
佐藤専門委員

(欠席者) 山田(稷)、蠟山、小林、渡辺、村上、田中各委員
開会に当り、山内委員長から、委員長就任の挨拶があつて、議事を進められた。

先ず、茅会長から、科学技術教育振興については、昨年来問題になつては、殆ど効果は上つていない。しかし、最近欧米からの帰朝者の言によれば、数年前と異なり、日本との格差は益々開いてきた。原子力関係などだけはずれである。このままの行き方では、どうしようもないことである。私の知つたところでも、湯川京都大学教授、永宮大阪大学教授、河田航空研究所長の諸氏も、現状のままでは日本は落伍するのみであると痛嘆されておつた。それで、湯川氏とも話し合い、政治家も力になりそうにないので、大蔵省主計局長に実情を述べておいた。日本学術会議においても、基礎科学教育の進行は極めて大事で、何等かの手段を講じなければならぬ。この際、抽象的な論議だけではいけないので具体的に説明して納得を得るようになければならない。欧米では基礎方面が確立し、殊に大学の設備充実の効果が今現れている。私等も今直ぐ何等かの手を打たなければならぬ時期に立ち至つてゐる。この意味で、この委員会の結論を出すことは望ましいと述べられた。

次で山内委員長から、本委員会の中間報告書の取扱ひ等について諮られ、種々協議の結果、大要次の通り申合せた。

1、中間報告書は、専門委員会において作成し、さきに連絡委員会に諮つた上、中間報告として第十六回本協会総会に報告したもので、専門

委員会としては、一段落がついたものである。この中間報告書は中間報告として、このまま受け取ることとする。しかし、まだ、最終的な結論は出ていないので、専門委員会において、今回の連絡委員会の空気を反映させ、又、各方面の意見を織り込み、検討することとする。必要あれば、委員を追加する。

2、本委員会の目的を達成するためには、この中間報告書は、あまり細部に亘り過ぎ、迫力を欠くので、欧米学界の現状を説き、その高い水準に達するためには、制度上、財政上につき、具体的に政策を述べることとする。又、大学教育のみではなく、その以前における小、中、高校の科学教育についても説明を加える。かくして完璧のものを得たならば、社会的に啓蒙を促進するため、これを公表することとする。なお、教育制度の問題も出たが、これも論議する必要は認めるが、その根本理念を改革することは容易に結論を得られそうもないので、今回は、現制度を前提として考え、単にこれが示唆を与える程度に止めることとした。

3、予算獲得の措置を講ずることは、最も緊急であるが、これについては、第六常置委員会と連絡合同して、具体的案を作成し、次回本協会総会に提案することとする。その際審議の重点を大学における建物等の施設設備の充実、教育研究費の増額及び教育陣容の強化の三点におき、今までの御意見も取り入れ、そして前提としては、外国の水準と同様の水準の比較といつたような大きな問題点を押出すこととする。これがため、在京委員を主に江国、寺沢、清水の各委員にも参加を願ひ成案を得ることにしたい。

2 第一常置委員会

日時 昭和三三・一一・一三(木) 午後一時三十分—四時三十分

場所 東京大学大講堂北側会議室
出席者 蠟山委員長

伊藤、三雲、平沢、古林、山田、鰐淵、野村、江国、

香川、田中、渡辺、今中、関口各委員

欠席者 加茂委員

嶺山委員長主宰の下に開会

去る、九月十二日作成の、一般教育の現状、同問題点及び同改善の方策に関するアンケート案の各設問事項に関し、項目別に審議、各委員から種々意見が述べられ、協議の結果、若干原案を修正及び事項を追加することとなり、委員長から総会に報告提案しこの取扱及び回答についての協力を各大学に要請することになった。

3 第二常置委員会

日時 昭和三三・一一・一三午後三時—五時

場所 東京大学大講堂会議室

出席者 小池委員長外委員

文部省、春山大学課長

小池委員長主宰の下に開会

本日は、一般教育の充実に関連する問題の一として、先ず一般教育の開設科目が、各大学では如何なる状態に置かれているかを、文部省で調査した資料に基いて検討し、自由討議した結果、現状があまりにも大学設置基準に相違している点を指摘、これがよつて来た原因として、教官組織のアンバランス、大学のカリキュラムの不充分等々が挙げられ、然らば適正開設科目及びその適正数に近づけるとすれば果してどんなことになるかの問題点を今少し掘下げて見ることとし、引続いて明日（総会第一日）の午後検討することとして散会した。

4 第三常置委員会

日時 昭和三三・一一・一三午後二時

場所 東京大学事務局長室

出席者 児玉委員長、岩崎和歌山大学長、草場大分大学長、三浦鳥取大学長、嘉村九州工業大学長、斯波専門委員、

文部省—緒方大学学術局長、西田学生課長

欠席者 鹿兒島大学長、茨城大学長事務取扱

児玉委員長主宰の下に開会

まず児玉委員長新任の挨拶があり、岩崎学長の申出により本日の会議を開催したのであるが、学生の政治運動はいかにあるべきかは、非常にむずかしいので更に協議研究を要する旨を述べられ、次いで、岩崎学長から、和歌山大学において発生した学生の政治活動について詳細にわたる実情報告が行われた。大学の学内と学外における学生運動の性格を区別して、よく補導すること、全学連の動向を察知すること、処罰は厳正であるべきで寛容に過ぎざるようにすること、学生の自治会の本質を確めて、自覚と責任を持たせること等について協議し、明日の総会に報告することとし、午後五時散会した。

5 第六常置委員会

日時 昭和三三・一一・一三（木）午後三時—五時

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 茅会長、各委員、各専門委員

欠席者 井藤委員長、勝沼委員、進藤専門委員

井藤委員長欠席につき、杉野目委員代つて主宰の下に開会

一、大学の財政問題について

右については、第十六回総会の決議に基き、要点を三項目に絞つて要望し、その後も各大学に照会したが、別段新しい意見も出なかつた。

清水委員から、毎年予算を要求しても通らないのは大学が多過ぎると大蔵当局が言っていることに一大原因があるようである。これをどうするかは、本協会としても考えなければならぬのじやないかとの発言があつた。これに対しては、この問題は本協会として取り上げることは面倒であり、原案があればこれに協力する程度であるだろうとの意見があつた。又、同委員会から、教官の待遇問題について、さきに開催した東海地区における国立大学長会議で、大学教官を一般行

政公務員と同一視するのは間違いで、この際、根本的に掘り下げ、寧ろ特別職とした方がよい。大学教官は教育と研究に従事する特殊性をもつものであり、これに基いて教官の待遇を考えるべきであるとの話があつたとの報告があつた。会長から、大学教官の待遇改善については、大蔵省主計官も何とかしなければといつていた。次で会長から、大学の研究費増額の問題については現状のようでは困る。基礎科学の較差は近年益々激しく、日本学術会議においても基礎科学の振興について資料を蒐集して研究している。大学ではこれをどうするか、その対策を根本的に研究する必要があると述べられた。

さきに、科学技術教育振興に関する連絡委員会専門委員会から提出した中間報告については、その後も同連絡委員会から特別な意見もなく、第六常置委員会と共同して提出されたいとの申出があるので、これを織り込み、それを突破口としてこれに伴つて一般に及ぶようにすることとした。又、東北大学から提出の大学教官の待遇改善及び宇都宮大学から提出の庁費及び旅費の増額については、この要望事項中に含まれていることになる。東京工業大学から提出の学生、職員の食堂の建物及び設備の使用料を無料にすることは、学生の福利厚生に關すること、第四常置委員会とも関連することであり、文部当局へ折衝すべきだろうということになつた。

以上種々審議した結果、本委員会としては、要望事項の実効は、なかなか上らないが、さきに要望した三項目をなお具体化して毎年根強く繰り返し要望した方が有効と思うので、今回もこれを重ねて強く要望することとし、細部の事項については、それぞれ適当な窓口で折衝することとした。

二、基礎科学の振興について

長谷川福井大学長から、本年十月二十四日日本学術会議第二十七回総会において、基礎科学の振興につき別紙（別掲、要望書参照）の声明を出した。殿米においては、近年基礎科学研究体制全般にわたり水準が飛躍的に向上し、わが国との較差は益々増大する傾向があり、若しこれを放置するならば、数年ならずしてわが国の科学は、多くの重要分野において国際水準から脱落せざるを得ない。これがためには、

6 第十七回総会議事要録（第一日）

日本学術会議だけで努力しても効果は薄い。各種の学術、教育団体と協力することが必要である。特に最も有力な本協会が同調協力せられるよう希望する。このことは、公私立大学へも働きかけるつもりであるとの申出があつた。これに対しては本協会としても科学技術教育振興については、さきに決議したところであるので、この声明を参考として速かに実行してほしいと要望しようということになつた。

日時 昭和三三・一一・一四（金）午前九時三十分

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

文部省緒方大学学術局長、春山大学課長、西田学生課長

茅会長議長席につき開会を宣す。

まず、会長から、本日の議中日程の説明があり、次で八木日出雄岡山大学長の紹介があつて、議事に入つた。

一、学長交替について

会長から、前総会以後における学長交替について、次の通り紹介があつた。

大学名	(新)	(旧)
山梨 大学	三雲 次郎	安達 禎
信州 大学	伊藤 武男	佐藤 武雄
東京水産大学	関根 隆	篠山武次郎
東京工業大学	山内 俊吉	学長事務取扱 内田 俊一
茨城 大学	二方 義	東 竜太郎
	学長事務取扱	

二、会務について

会長から、次の通り報告があつた。

1 第三、第四常置委員会専門委員会 六月二十一日開催
(会報第十五号第二四―二五頁所載)

あつた。

1 教員養成制度の改善について

本年夏、中央教育審議会から答申があつた。その内容は、前総会で村上第七常置委員会委員長から説明された線でもまとまつているが何時から実施するのかということをよく質問されるので、参考までに説明すると、答申の趣旨を実施するためには広汎な問題があるので直ちに実施することはできない。即ち、教養学部並びにその関連の学部の編成にも関係があり、免許法についても検討する必要がある。答申を実施するためには予算措置並びに法律措置が必要であるが、来年度予算には、そのための経費も考えていないし、又、今国会にも必要な法案を提出していない。一年間は検討するから、実施の時期は三十五年度以降になると思う。文部省としては中教審の答申の線に沿つて研究するが、各大学においても協力して研究願いたい。

2

専科大学制度の創設について。この案は中教審の答申によるもので、国会へ法案を提出したものである。これは、現在短期大学の改善を土台として学校教育法の一部改正により行うものである。現在の大学は、学校教育法第五十二条の目的をもつていて、専科大学は、職業教育又は実地教育を目的とするものである。短期大学の実態を土台として専科大学に転換できるようにし、修業年限は二年又は三年とし、高等学校の三年の課程に継続して五年又は六年の一貫教育もできるようにしたいと考えている。なお、現存の短期大学は現状のままで存続できることになつてゐる。右法案は衆議院を通過したが、目下国会の審議が停滞してゐるので、参院通過の見通しはついていない。次に長谷川福井大学長から、最近外国を旅行して帰国した人が、教育特に科学技術教育の施設においてヨーロッパ各国と我が国との較差が益々大きくなつてゐると言つてゐる。このことについては、学術会議でも声明書を出してゐるが、われわれ国立大学関係者のみならず、政府並びに文部省も気がついてゐることと思う。若し、このことが十分に認識されてゐないとするならば、文部省から担当官を外国に出張させて視察するように希望する。次に、文部省から地方大学を視察しに来ていただきたい。下の人が来るこ

とはあるが、局長、課長クラスは来ない。われわれは、文部省に対し地方大学の悪い点のみを述べるので、文部省もそれを承知してゐる。そして地方大学が過去十年間に成長し、現に成長しつつあることは一般に知られてゐない。地方大学にとつて最も必要なことは、成長に対する希望をもつことであるが、それよりも大切なことは、文部省が地方大学の成長に希望をもつことである。現在多数の大学があることは文教政策の失敗であると考える人もいるが、地方大学が成長して二十年、三十年後に七十二の大学がそれぞれ特徴をもつて発展することを思うと文化国家として心が躍る感じがする。文部省でも地方大学を成長させるといふ目標をもち、希望をもつてほしい。文部省の地方大学に対する認識を深めるために、次官、局長並びに課長も来学して悪い面ばかりでなく、よい面も見えていただきたいと述べられた。

四、各常置委員会の協議状況報告

第一常置委員会 嶺山委員長

前からの懸案である一般教育に関するアンケートにつき、本委員会の委員から意見を伺い、それを総合して私案（会報第十五号第二八一三〇頁所載）を作り、これを基として昨日検討し、かなり大幅に補正して決定した。不日、各大学の学長あてにこれを送付するから、これに対し、それぞれ適當の方法で各学長から回答を願いたい。期間はあるべく早く、大体本年中に回答を願いたい。その回答の内容を基にして本委員会で改善案を作り、或は役員会を通じて次の総会に諮りたい。次に教員養成制度の改善に関する中央教育審議会の回答に鑑み文理学部大学の制度に相当関連があるようだから、これについて総会の意見を伺い、本委員会において検討したいとの話があつた。会長から、教員養成制度については、第七常置委員会とも関連があるからその報告の後、又、審議したいと述べられた。

第二常置委員会 小池委員長

第一常置委員会においては、一般教育の組織に重点をおいてゐるようであるが、その一つの手がかりとして一般教育の科目は、各国立大学においてどうなつてゐるか、各大学にアンケートを出し、文部省大

学術局大学課編纂の資料を使用して科目数を調査したところ、相当の開きがある。即ち最高は四十八科目一大学、四十四科目は二大学、四十科目は一大学、三十台の科目は七大学、二十一二十九科目は三十六大学、十一十九科目は二十二大学である。又、系列別によると多いところは、人文系二十五科目、社会系十五科目、自然系十六科となつている。例えば或る大学では、人文系二十三科目、社会系九科目、自然系十六科目、計四十八科目のところがある。本委員会では、統計表により話合つたが、本日午後、なお十分討議したい。新制大学発足の当時の教官のアンバランスとその大学の教育方針が十分検討されなかつたのが、その一つの原因だと思ふ。このうちで、一般教育科目として文部省に報告したものが、そのまま統計に掲載され、中には専門科目も入つており、その大学ではこれを一般教育科目として取扱つていたので、一般教育科目の定義が、新制大学の根本問題にも触れるとの話があつた。本日午後、教官等について討議して、まとまるものならまとめたいと思ふ。

右に対し、嶺山お茶の水女子大学長から、第一常置委員会は、第二常置委員会とは、密接な関係があるが、第二常置委員会において教官組織等についてアンケートを取ることになるならば、便宜総合的に一本にして出すことにはと思ふから協力されたいと述べられ、了承された。

第三常置委員会 児玉委員長

最近の学生運動は、いかにも活発で、十分研究を要する。特に岩崎和歌山大学長からの要望もあり、昨日午後本委員会を開催し、文部省から緒方大学学術局長及び西田学生課長も参加され、広汎にわたつて話合つた。和歌山、福島両大学の学生運動の状況を承り、その中に種々考えさせられる多くの問題がひそんでいた。まず、第一に学生補導の問題についてであり、一般に学生に平素から接触して指導するのは大学であるが、多くの大学では、学生厚生補導の面においてその人的組織が極めて薄弱である。これに対する案があり、文部省もこれが実施の要を認め、予算化を図つてゐることである。第二には、学生自治会の本質在り方の問題である。今の学生自治会の活動の状況からみる

と、われわれ大学の責任者からみても多くの問題がある。また、現在の学生自治会は、学生は自動的にこれに入り、そのメンバーとなつてゐる。学生がリーダーとなり、或は又他大学からの働きかけもある。この現状に鑑み、学生自治会の規制を考へる必要がある。この問題は重要で早々に決定できない。大きな問題として十分検討を要するので御意見を承りたい。第三に、現在の一般社会では、大学の学生自治会に対し、どういう考えをもつてゐるか。大学の管理者はこれを認容しているのかとは屢々聞くところである。われわれもこの際、これにつき一応申合せ、或はもう一歩進めて社会的に声明する必要はないか、御意見を承りたい。

第四に、本委員会は、度々今後も集まり、各大学の情報を集め、これを各大学長の許へ時期を失せず伝えることとした。殊に学生運動の動向はどうなるかはこれからの問題だが、かなり政治問題を含み、益々活潑になるだろう。大学当局は十分対策を考へる必要がある。これがためには終始連絡を図りたい。これがためには本委員会の委員は少なく、且つ、現委員は九州地方に偏してゐる。情報を得るためには地方的に分布してゐる必要がある。さしあたり第四常置委員会と合同して行うことも考へてゐる。なお、規則、要綱を作るために、委員を強化し、或は特別委員会を作ることも考へられる。

これに対し、会長から、声明の要があるかどうか、趣旨はどうか、対象は学生か一般社会か等について、午後各常置委員会で協議されたいと要望された。古林神戸大学長から、声明を出すことは、余程慎重を要する。学長は学生をもてあましてゐるとみてゐる向きもある。自治会の執行部員にはその立ち場をはつきりさせ、節操をもち、信念をもつて当り、責任をとらせることが有効であると思ふと述べられた。遠藤埼玉大学長から、声明を出すことの可否は別にして学生の本分を強く出したい。いかなる状況においても授業を放棄することは取締らなければならぬ。大学の管理者も学生に強く反省させ、本協会でも協力されたい。又、何としても学生運動を抑えるためには、教授会の一致が必要であると述べられた。今中佐賀大学長から、声明を出すことについては慎重を要する。学生運動については、その性質とこれを

どう導くかの二つの問題がある。その性質については、世間では革命運動の予行演習とみている。これは一つの問題になると思う。学生運動の方向は、何を目標とするか、それを正しくみきわめないと、指導の効果は薄いこととなる。今日の学生運動の目標と方向とは矛盾している。学生も革命運動等の脅威から民主主義を守るために運動せざるを得ないといっている。この学生自身の主観に間違いがあるのではないか。学生運動を通じて民主主義を守ることだが、それなら世間も賛成するだろう。その支持がなければ逆効果となる。学生運動に対する批判は高まつている。そこで、世間では革命運動とか共産主義とかとみているが、今日の日本にそんな条件はあり得ない。今の学生運動は共産党より以上にラジカルである。民主主義と革命運動との間には関係はない。そう誤つてみるために誤差を生じる。その誤差のために学生運動は、はねあがるのである。本学の教官のうちにもこれと同様のものもある。学生は単純にはねあがるが、戦術で誤解を招き逆効果を来し、目的と反することになる。民主主義を助勢することにならない。学生運動の目標がどこにあるか正しい認識を持たなければならぬ。

これらの点につきわれわれは、慎重に考慮し、適当な方法で正しく指導しなければならぬ。それで希望することは、学生運動を革命の予行運動との見方をしたくない。そうすれば学生をして益々ラジカルに走らせることとなる。学生は民主主義を守るために立ち上つていのだと認め、それにはいかにすれば民主憲法を守るようになるか、そういうようにわれわれも一緒にやりたい。

以上のようなことを学生にも話してその賛成を得た。オスロー大学の事務局長に会見したが、世界で一つだと思ふが、学生自治会の代表を評議会に出席させている。即ち評議会は教授、講師、学生の三種で組織されてある。学生は、ただ、学長や教官の言う通りに動くのではなく、共に種々の意見を聞いて協力するような態勢を作ることがよいと思う。このような意見で、教師としての指導だけでなく、学生と一緒に行動しようと思つていと述べられた。関口山形大学長から、学生運動に対しては、本協会として何等かの意思表示をすることが必要だと思ふ。社会の与論は、学生運動は、行き過ぎで賛成できないといつ

ている。かかる学生は国立大学にも相当するので、これを国立大学として放任しているのか、大学の一部では行き過ぎの学生を寧ろ助長しているか、社会では誤解している向きもある。このため国立大学の信用が相当害されていると思う。それで従来も補導したが、なお、力を尽すとの意思表示されたいと述べられた。

これに対し、会長から、このことは本日午後、第三常置委員会において審議し、明日の総会で討論することにしたといふ述べ、了承された。なお、蟬山お茶の水女子大学長から、この問題は、本協会自身の問題で、社会や政府に対しても、いづれにしても簡単に早急に決してはいけぬ。明日の午前中だけの討論では不十分だから、本日午後各常置委員会で審議したらどうかとの発言あり、了承された。次で平沢京都大学長から、学生問題は、地方により時期により種々の様相がある。実際問題に当つては、十分現実の事実を把握し、左右に偏せず、大学の本来の形において措置したい。本学では、自治会の活動全般を含めて各専門の方々に研究委員を設けて検討した。われわれに最も責任がある。この問題に対して、恒久策と応急策とがある。寧ろ問題は一部の騒ぐ学生よりも、その残りの大多数の学生の教育が必要である。研究に時を費して問題をおろそかにしてはならない。問題の根は深い。日本の現状の中にある大学の問題で、日本の将来を負う学生の指導の問題については、十分考慮したい。国立大学の責任は重い。応急の措置を恒久的の対策の二つは慎重にし、しかし、延引しないようにしたいと述べられた。

第四常置委員会 戸田委員長

特別に報告することはない。

第五常置委員会 寺田委員長

特別に報告することはない。

第六常置委員会 杉野目委員長代理

昨日午後(1)大学財政に関する要望事項、(2)宇都宮大学提出の庁費及び旅費の増額について、(3)東京工業大学提出の学生、職員食堂の建物及び設備の使用料を無料とすることに關する要望事項、(4)東北大学提出の大学教官の待遇改善に關する趣意書、(5)科学技術教育振興に対す

る意見書、(6)福井大学提出の日本学術会議第二十七回総会における声明書により、これを参考としてその趣旨を具体化されたいとの要望等の各事項について慎重審議した。大学財政に関する要望事項については、第十六回総会の決議により提出した要望書の三項目(会報第十五号三六―三七頁所載)に網羅されており、これもその後各大学から提出の要望事項と大同小異なので、これが取扱いについては、さきの三項目を具体化して、重ねて早急にその実現方を努力されることが望ましいとの結論に達した。これについては、本日午後更に検討することとした。

第七常置委員会 村上委員長

かねて重要な問題と考えていた教員養成制度改善について中央教育審議会の答申が出たから、至急臨時に委員会を開催しようと思つたがこれに対する各大学の批判や文部省の考え方、態度をみた上と思つて、まだ、審議してはいない。本日午後審議し、明日報告する。

これにつき、会長から、答申については、第一、第七両常置委員会の両方に関係があるが、いずれの委員会で審議するかと質され、これについては両委員長で協議の上、決定することとなつた。

五、科学技術教育振興に関する連絡委員会 山内委員長

前内田委員長に代つて九月末就任、十月末会長も列席の上、本委員会を開催、本委員会から提出の中間報告書(会報第十四号別冊)の取扱について協議した。これは専門委員会において論議の結果作成したので、参考資料とする。今後は専門委員会において財政問題や将来の具体的問題につき、更に慎重審議の上、これでいいとなれば公表したい。ただ、施設設備の充実、教官研究費の増額及び教官陣容の強化等の予算措置については、第六常置委員会と連絡合同して具体的案を作成することとし、その了承を得た。
以上をもつて午後零時十分午前中の会議を終り、昼食休憩、午後一時から各委員会を開くこととした。

第十七回総会議事要録(第二日)

日時 昭和三三・一一・一五(土)午前九時半

出席者 前日に同じ

茅会長議長席につき開会を宣す。

一、各常置委員会所管事項の報告

昨日開かれた各常置委員会の審議事項について各委員長から報告があり、それについてそれぞれ質疑応答があつた。その概要は次の通りである。

第一常置委員会 蟬山委員長

1、教員養成制度改善に関する中央教育審議会の答申について

(1)この答申は、本協会が要望した教員養成制度改善に関する件とどんな関係があるか明らかにしたいので、審議の途中だが、第七常置委員会の意見を聞くこととする。(2)本委員会が特に問題になる点は、一般教育に関することである。又、学科課程等については、文部省の監督の關係や、教員の資格の要件も従来と違うので影響する点も問題である。(3)これらについては、各常置委員会の報告を聞きその上でこれを審議するには、合同委員会か或は特別委員会を設けるか、又、その終了時期を何時にするかは総会で決定されたい。本委員会としては、できるだけ早くし、大体三月末までとしてはどうかとの意向であつた。

2、学生運動について

学生運動に対する問題の取扱い方は、学生運動をどうするかの本格的な問題がある。大学は、大学制度の本質や大学の自治に考えてその立ち場から各大学特殊の事情あり、それを考慮してあくまで自主的に大学の責任をはつきり自覚して行わなければならない。第三常置委員会で取上げた声明文(案)を参考として提出されたが、このような内容の案文の取扱いは、総会で慎重に審議されたい。しかしこの問題は、最近の情勢上、不問に附すべきでない。大体、今の

前提としては、(1)この問題は、学生補導の問題で、その点から大学の組織等不備の点が認められる。これを充実整備して学生を補導すべきである。(2)又、自治会の問題である。他団体等の関係や自治会の学外活動につき大学の採るべき処置を自主的に明らかにすべきである。(3)自治会、連合団体に対する各大学の認識が足りない。又、教職員の認識も不一致である。あくまで全学一致するよう努力すべきである。(4)学生運動が現在行われている状況の中で、他大学の学生の行為によることあるに拘わらず、大学相互間に何等連絡がない。その関係は不徹底である。連絡を密接にする必要がある。(5)学生運動の性質の問題がある。又、自治会に対する大学の採っている方針についての問題がある。学生の父兄保護者、卒業生、産業界等には正しい認識があるとはいえない。その点の認識、理解を強める必要がある。以上五項は、大学当然の使命である。又、現在の大学の採るべき点ではないだろうか。これらは大学自身行うべきことで更めて一般に声明する必要があるかどうか、又、それが妥当であるかどうか。大学の使命であるべきことをどんな形式で行うか、それは本協会で検討を要するものでないか。第三常置委員会を中心として十分論議して適當の措置を採られたい。

第二常置委員会 小池委員長

1、一般教育科目について

一般教育科目の数とその種類の問題を採り上げ検討した。国立大学の「一般教育等開設科目数調」で、その合計とその各個について調査した。群馬大学の四十科目と東京大学の二十六科目を参考とせられたい。この表と、ほかに科目の種類を表によりその数と内容等を検討の結果、その数が多いことである。このことは当然多数の教員を要し、多くの場合学生の学習が偏破で、非常に安易になり、一般教育の性質に反し、アンバランスとなる。科目数が多いと種々問題が起るので、現在の状態の再検討を要するだろう。(彙報第十二項第十三項参照願います)

2、学生運動

第三常置委員会の申合せの内容は結構であるが、この中に自治

会という言葉があるが、自治会は大学によつてはないところもあり又、学友会等種々の名称があるので、無用の刺激を避けるため、学生運動全般を対象すべきではないか。

第三常置委員会 児玉委員長

声明について昨日午後第四常置委員会と合併し会長も出席されて慎重審議した。その結果、この総会の機会に何等から意思表示をすべきであるとし、全員一致で、声明とせず、これを申合せとすることとした。その取扱いは、世間一般に対する措置の含みとし、これを会長に提出した。

第四常置委員会 戸田委員長

左記事項を本協会の要望事項として取扱はれたい旨、申出があつた。

1、第十三回中国四国国立大学厚生補導協議会から提出の要望事項について

- (1) 学徒厚生審議会答申による事項の予算化について
 - (2) 学校保健法による学校医及び技術職員の定員確保について
 - (3) 栄養管理の法的疑義を明確にする措置について
 - (4) 学生健康保健組合に国費の補助について
 - (5) 奨学金、銀行交付実施後の日本育英会委員部費の増額について
 - (6) 入学試験経費の増額について
 - (7) 学生寄宿舎及び学生会館の設置について
- 右に対し、戸田委員長から、(1)、(2)、(7)の各項については、三十四年度予算に計上され、(3)、(4)、(5)、(6)の各項については、それぞれその実施方を文部省に依頼しておいた旨、述べられた。

2、北陸地区学生部長会議の要望事項について

学生部長を兼任でなく、専任として教授の資格を有する人を、又学生課長並びに厚生課長を専任として助教授の資格を有する人をそれぞれ充てるポストを各大学に設けられたい。

右については、緒方大学学術局長から、このことは学徒厚生審議会の答申にもあるが、全国国立大学に一時には実現できない。来年度から逐次実現するよう予算措置を考えているとの説明があつた。

第五常置委員会 寺沢委員長

昨日の委員会では、決議というほどの事項はなかつたが、次のような話合いがあつた。

1、大学間の交換教授について

同一専門課程において、二大学の教官がその最も得意とする部門につき、相互に交換教授として短期間講義をする方法を推奨してはどうか（既に岡山大学と岐阜大学との間で実施、好成績を得ている事実あり）。

2、専攻科において数年間学修して優秀な成績を得た学生に対し、修士の学位を与えることについて

これは、大学院を設けてある大学の協力を求めるか、又は第一常置委員会の問題として制度上から検討していただきたい。

3、学生運動について

近頃の学外におけるいわゆる学生運動に関しては、本協会として部外に声明書を出すことについては賛成できない。

第六常置委員会 杉野目委員長代理

1、大学財政に関する要望事項及び科学技術教育振興に対する対策の取扱いについて

昨日午後の委員会において、各大学より提出された要望事項及び科学技術教育振興のための対策等の問題の取扱いについて審議した。その結果、さき以前回の総会の決議に基いて要望書に関係当局に提出したが、この際重ねて同じ要望を繰返すのがよからうということであつた。そして要望書の作成に当つては、前回提出した要望書の前書に多少筆を入れ、科学技術教育振興に対する要望事項及び、各大学より提出された要望事項中前回の要望書に洩れている事項を織込んでほしいという希望であつた。以上の要望事項の実現には並々ならぬ努力が必要で、実効ある方法をとつてほしいが、関係当局に説明、懇談する際には、会長、副会長のみならず委員長有志の参加もお願いしてはどうかということであつた。

大学財政一般に関し、当協会発足以来いろいろと運動をし、文部省も努力されてきたが、容易に実現をみないから、大きな壁を突破

しなければならぬ。国立大学については行政官庁の枠をはずし、教官を特別職にするのがよいが、又、財政問題についても場合によつてはこれ等のことを中央教育審議会の問題ともされたいという要望があつた。

2、学生運動について

学生運動に関する声明については、当協会の性格に鑑み、慎重を要する。申合せとするならばよからうというのが委員多数の意見であつた。次いで会長から、右の報告のような形で要望書を提出することを諮り、承認された。又、教官を特別職にするという問題や大学の会計を特別会計とする問題のような根本的な問題については、文部省が中数審に諮問し、特別委員会を設けて検討した方がよいのではないかという意見に対し、緒方大学学術局長から、大学財政委員会は専門的な委員会であるから、中教審に置くことはどうかと思う。この問題については本協会でももう少し研究願いたい。ただ問題を大きく方向づけるために中教審に特別委員会を置くことはよいと思うとの回答があつた。清水名古屋工業大学長から、この問題は重要な問題である。大学財政問題殊に教官待遇改善の問題は勿論財政の問題であるが、大学教官が一般公務員と全く異質であるということについて根本的に認識を改める必要がある。勤務評定についても一般行政の公務員と同列に扱うことは困難である。大学は行政官庁と異なり、教育、研究の現場である。勤務評定のない人事はあり得ないから、勤務評定を行つてはいるが、予算、人事その他の問題について、大学教官は特別の職業であるという根本的な認識の上に立つことが重要である。勿論、中教審において全般的な立場から委員会を作つて研究することは必要と思うが、本協会として最も重要な問題であるから特別に委員会或いは調査会を設けて研究する必要がある。大学管理法が制定されようとしてそのままになつてはいるが、これも考える必要がある。教育公務員特例法とともに大学の根本問題をとり上げて、徹底的に検討するのが望ましいとの意見が述べられた。今中佐賀大学長から、ヨーロッパでは、大学そのものは国立であるが、財政は国家から離れ、財団として確保されているという中

間的なものが国立大学にある。そのような方法が可能ならば思想、研究の独立という観点からもよい。私立大学が財政的に有利に活動しているのは大学財政に巾があるからだと思う。以上のことについて第六常置委員会で研究願いたいとの要望があり、蟬山お茶の水女子大学長から、全く個人的な意見であるが、大学財政の問題は、大学制度の問題である。長い間の沿革で大学制度は今日のようになっているのだから、案をつくるだけでも大変である。しかし根本問題が解決していないことが最も大きな理由である。大学管理法のない大学制度はおかしいと思う。学校教育法だけ制定されているのは不備である。これを何らかの形で解決するのは国家として大問題である。これに対して本協会がいかなる形で寄与するかというところが問題である。財政的な問題もあるが根本的には大学制度の問題である。問題の重要性は認識しているが、これが研究には長期を要することでもあり、いかにして対処するかということについてはなかなか判断できないとの意見が述べられ、会長から、自分としても、いかにすべきか即断できない。宿題として各方面の意見も伺い逐次実施することとし、又、各位においても研究願いたいと述べられた。

第七常置委員会 村上委員長

1、教員養成制度の改善方策について

中央教育審議会から答申された教員養成制度の改善方策につき全般に亘り検討した。このうちには種々重要な事項がある。昨年六月本協会会長名で提出してある教員養成制度に関する意見書と比較検討の上、審議した。今回の答申は、意見書と趣旨を同じくする点もあり、教員養成の性格、制度の確立、殊に義務校の教員養成は、計画養成の立ち場を採っていることには賛成である。しかし個々の具体的制度等については問題がある。

- (1) 教員免許法やカリキュラムを改正することは当然である。殊に教員免許法の改正には基本的検討を要する。教育基準の設定については、国において準備することになつてゐるがその方法、内容については、大学教育を阻害しないようにしなければならぬ。
- (2) 国で定める教員養成の基準は最低必要の程度に止め、大学の自

主性に任せるべきである。殊に文部省の指導監督により大学の自治を阻害する危険はさげなければならぬ。

- (3) 制度的な面では、教員の養成は、国の定めた基準によつて行うものと、認定された一般大学において行うものと国家試験によるものとの二本建になり、認定された一般大学と国家試験によるものには仮免許状を与えるということになつてゐるが、これが実施については多くの困難な問題をもつてゐる。

- (4) 教員養成の組織、機関については、単科大学と総合大学の一学部との二つの形態をとることになつてゐるが、単科大学の形態には従来の師範学校に復帰する恐れがあり、総合大学の一学部としての形態には他学部との関係に重要な問題がある。学芸学部と教育学部の二形態のうち、学芸学部は教員養成に必要な学科課程及びその運営上の組織を自主的に構成し得ることになつてゐるからまだよいとしても、一般教育及び専門教育を文理学部を負うてゐる。教育学部については、教育学部自身の問題に止まらず、文理学部の再編成を必然に伴つてくる重要な問題が起つてくる。この問題に関連して、小学校教員養成は別として、中学校、高等学校の教員養成についても、国の定めた教育課程の基準による学部、学科でなければ普通免許状は与えられないことになる。これは望ましい教員養成の形といえるであらうか。今一つの問題は、大学院を有する大学の教育学部である。又、仮免許状を有する者が、普通免許状を取得しようとするれば、改めて教育実習を受けなければならぬ。その教育実習の方法、教員採用との関係などについては極めて困難な問題が予想される。又、再教育を制度化しようということとは結構なことであるが、その実施の方法、内容についても問題は少なくない。

教員養成制度改善の問題は、教員養成大学、学部の問題に止らず大学一般の制度にも重要な関係をもつことになるので、本委員会のみならず、殊に第一常置委員会と連繫して合同の検討を要する。

2、学生運動に関する声明について

声明、申合せの形式で出すことは好ましくない。強いて出すなら

出席者 茅会長、児玉委員長、各委員、各専門委員、朝永東京
教育大学長、平沢京都大学長

(欠席者) 二方、三浦各委員、大塚、池田、久武各專
門委員、村上東京学芸大学長

文部省 緒方大学学術局長、西田学生課長

児玉委員長から、東前委員長に代つて、就任した旨の挨拶があり、その主宰の下に開会

委員長から、最近の学生活動はかなり激しく将来ともより一層猛烈に起こるのではないか、又、岩崎委員からも本委員会の開催を希望されるので、本日は専門委員の方にもお集まりを願ひ、そのご意見を承わり、本協会としても十分善処したい。なお、本委員会は、数名の学長で組織しているが、その委員は地方の大学に偏しているので、臨時委員として朝永東京教育大学長、村上東京学芸大学長及び平沢京都大学長を願ひ、茅東京大学長には会長として臨席願うこととした。別に腹案はないが、学生活動の状況を承わりたい。何としても和歌山、福島両大学は最も激しい学生活動が行われたいわゆる学生活動の拠点となつたのだから、それはいかなる原因で行われたか、又どんなところに欠点があるので行われたか、一応、両大学の学生活動の様相を伺ひ、それより問題点を把握しこれに対する対策を伺ひたい。又、文部省には種々情報が入つており、資料もあると思うので、これを承わりたいと述べられた。西田学生課長から、問題点の把握は各大学でもつているが、情報の概要を整理して簡単に申上げれば、全学連は五月東京に第十一回定期全国大会を開き、運動方針が決定された。その当初は勤評反対、組織の拡充強化及び核実験禁止等の問題を取り上げたが、六月以降は勤評反対に集中し、九月には全学連臨時大会を開催し、勤評問題を当面の反対問題とすることを確認した。最近までこの問題を盛り上げることに努力した。又、全学連は勿論警職法反対に急転回した。勤評反対の運動からは学生運動を大きく盛り上げられない状況にあるので、一つの戦術としてこのテーマを結びつけた。五月に日共と確執を生じ処分された結果、直接の運動が激しくなり、目的達成のため非合法を問題とせずにデモ・ストを積極に最大の運動とした。勤評の計画的反対は、西日本では和歌山大学、東日本では

福島大学に強いオルグ団を派遣し、又、拠点のみならず十月十五日以後数回に亘り波状的に反対運動を盛り上げた。和歌山、福島両大学の勤評反対運動については、その概要の報告よりないので内容的ことは申上げられないが、和歌山大学においては、六月四日から八日まで第一回のストを行い、学芸学部は拠点となつてピケを張り、大学当局は当初これに対し、手わけして反省を求めめることに努力した。六月二十五日第二回のストが行われ、教官はその説得に努めた。大学においては、この二回の運動に対し、教授会において慎重審議の結果、無期停学九名、譴責八名、戒告六名、計二十三名の処分を七月九日発表した。学生はこの処分に対し、外部の者の協力を得て、大学の管理者に対し、ハンガーを行い、撤回を要求した。外部団体は、教官の会に対し威嚇したが、大学は一貫して態度を堅持した。これが収拾に苦慮し、学芸学部教官の有志も学生を説得し、その努力の結果、七月十九日の教授会において学生の処分を解除して最後の解決をみた。福島大学も、和歌山大学と近似の点もあるが、又、違つた点もある。福島県は勤評反対のため全国において唯一県の十割授業放棄の県である。学芸学部自治会が中心で、経済学部学生は、目立つた動きはなかつた。専ら学芸学部内部の活動である。学生大会で九月十五日から一週間の授業放棄を決めたが、大学当局はその休止にあらゆる努力をし、若し長期の授業放棄を実行するならば、重大な意志表示をすると発表した。その中心は学芸学部の二、三年の学生で四年は教育実習で参加しなかつた。スト続行反対の学生が多数で計画は中止された。九月二十九日から十月四日まで試験を行つたが、少数の学生は試験場である校舎の一部に立てこもり、試験当日には試験施行の教室を閉鎖し、入室拒止の直接行動をしたものもある。大学では試験場を変更し、計画通り試験を実施した。尤も一部では試験実施不可能の妨害も行われたようである。一般学生のうちには試験妨害の中止に働きかけたものもあり、試験終了と共に解散した。これに対する処分は、無期停学十名、一カ月停学二十名、二週間停学十五名を十月九日発表した。中央から派遣された指導学生の反対運動の努力も失敗し、間もなく帰京した。混乱の結果、多数の犠牲者を出し、福島大学の立ち場としては、むずかしい問題を残した。

福島県では福島県議会議長名で文部大臣へ県下子弟教育のため改革を要する旨の文書を提出してきた。勤評問題は、昭和二十七年以降行われたが、本年は特に激しく、勤評反対、道徳教育講習会阻止運動で本年五月から最近までに当局で解雇された者六十名、国立大学で懲戒処分した者は七十数名で、このようなことは従来例をみないところである。学生運動の行動に対しては、社会各般から批判あり、日共も批判的である。勤評反対は壁に突き当たるとみたので、警職法反対を戦術として新しい動きをとつたのである。十一月五日などの警職法反対については、全学連からかなり組織的に学生に呼びかけ、品川や新宿へ学生の一定数を割当て動員し、革命的運動が起こると称し、これを信じて出向いた学生もあり、列車の信号を抑えた学生もあつたが、それは極めて一部の者であつた。このような革命的行動が相当計画的に行われたことは、国会の抜き打ち行動にも深く関連することと思われる。勤評反対のほか、組織の強化、学生戦線統一等については資料はないが、五月、一応組織としては解散した。夜間学生連盟の動きが種々あり、他組織と合流しようとしているようである。又、九月号赤旗において全学連の組織に対し、日共の見解を示していると述べられた。

次で岩崎委員から、和歌山大学における学生運動の経過は唯今、西田学生課長説明の通りであるが、その内容を申し上げれば、私は和歌山大学長として表面に立てないのが齒がゆく思う。それぞれの機関に任せだが一つには学長の権限について疑問がある。今回の問題は全学的でなく、一学芸学部の問題であるので、その学部の自主性に任せ、差し出がましことはやらなかつた。この点大学管理の問題で、将来考えなければならぬことと思う。経済学部は一般に学生に批判力があり、全学連なり、学内の自治会に対し痛切な批判を下している。六月六日学部別に学生大会を開いたが、学芸学部は二日半のストを決議し、翌日からストに入つた。然し経済学部では、学芸学部同様の提案があつたが、全学連帰れといい、物も言わさなかつた事実がある。それは学内の自治会は、外部のものに左右されないと考えて、提案を一つ一つ否決し、授業も殆ど平常通り行われた。事実上、六月二十四日の学生大会で、経済学部は学生

の集まり少なく、委任状が多く、それが問題となり、直ちに解散となつた。私等の心構えとしては、自治会の学生を相手とすることは適當でなく、一般学生に重点をおくべきだと痛感した。学生全体の意見を確めてから交渉すべきだと思ふ。一部の学生に左右されないようにしなければならない。経過から見ると、教官は学生に振り廻されているように考えられる。ストを計画実行するものは極めて少数の学生である。最近の状況をみると、指令は学内からでなく、外部からくるのが特色である。学生が外部の団体から離れようとしても放されないものである。終りには、七者共同体が学生を先頭に立てる氣勢で、学生は又英雄気取りで利用されている感じである。又、学生を処分するにあつても苦労したことは学内の統一を守ることであつた。学内教官の意見が区々に分れると、学生はその虚をついて騒ぐので、私は終始連日協議した。極秘にして会議しないと、外部の勢力が絶えず学内に干渉してくる。二千三百名の者が大学本部を取り囲み、暴力寸前の状況であつた。七月八日午前中に協議会を、午後評議会を開いた。そのとき困つたことは、学芸学部と経済学部との意見が違ふことだつた。発表は翌日に迫り、その收拾に苦労した。結局、この処分は学芸学部で起つたことだから、学芸学部がその責任で行い、経済学部には迷惑を及ぼさないということとで漸く收拾することができた。然しこのことはあとまで尾を引き、両学部の足並み揃わず一部の人はもう一度教授会を開いて再び審議すべきだとの話もあつた。騒ぎのあるときは、教官の意見を統一することは大事で、評議会の内容が洩れると困ることになる。私が学生と会見したが、学生は意見が割れていることを指摘し、当然処分を撤回すべきだといつてきた。一大学の処分があると、必ず何等かの形で全国的に伝播し、これが資料となり、これにより戦術を練ることとなるので、各大学の処分は区々となることは止むを得ないが、大体意見を合わしておけばよいと思ふ。文部省の資料は、事件のない大学へもこれを送るべきだと思ふ。以上の経過により反省すべきことは、将来学生運動を導くには、学生が平素から物を言うことができる場を作ることが必要である。両学部はどうして違ふかという、学芸学部では、学生が教官との接触は薄いが、経済学部はこれ

に反し、殊にゼミナールがあるので、家庭的に親しい。それで学生説得の力となるためである。以上卒直に忌憚のない意見を述べたとの報告があつた。

以上の報告に対し、柏木専門委員から、処分後、学芸学部教官の斡旋で処分を解除したとのことであるがどうかとの質問あり、これに対し岩崎委員から、それは誤報である。唯処分を緩和したのである。例えば無期停学を十月半頃までという期限付きにしたようなことである。報道機関には困つた。新聞紙上には誤報が多い。例えば五十人の集会を五百人も集会したように報道しているが如きである。又、九月十五日には何もなかつたのに、二回も種々と放送し、これに抗議したところ、その弁明として職員は臨時派遣したもので馴れないためとのことであつた。波及するところが大きいから、興味本位でなく、正確にされたいものであると答えられた。又、停学解除の条件について質問あり、岩崎委員から、七月九日に処分を発表し、同十九日解除したが、その十日の間、連日深夜採みに採み、相方疲労し、学生の内部から割れてきた。その情報は経済学部から入つてきた。ラジカルの学生が行き過ぎたと反省したので、それをきつかけとして解決した。決して大学当局が押されたのではない。解除の機運が学生・教官両方から生じ、解除のチャンスが動いてきたのである。以上は実状である。私等も少し早いとは思つたが、内部が割れているとのことだから、解除したのである。それで平素から、学生と教官と人間として一対一で友人関係を作ることが必要である。今の学生は駄目であるとはしたくない。学生は大きな背景で動いているのだがラジカルの学生を根気よく指導すれば反省すると思うと答えられた。

一、学外学生に対する処置について

委員長から、学内の学生のみ処分しているが学外の者に対しては手ぬるいのではないか。それははつきりしないからであり、又、一大学のみではない。大学全体として考えなければならぬのではない。かとの意見もある。然らばどうしたらいいか。これは大問題である。これに対するお考えを承りたいと述べられ、これに対し、種々話合が

あつた。これについては何等法規的の規定もなく、結局被害のあつた大学から連絡してもらいよりほかは手はないようである。根本的にはどうしたらその原因を除くことができるかである。現在では学生との接触も極めて少ない全学連の歴史的に続く限り、これが根絶は困難である。気象台の予報のように、その動きを早く連絡してもらつて、学生に一步先んじて手を打つことがよいのではないだろうか。このほか学生に厚生補導の組織運営もこれに附随する。これらの意見に対し緒方大学学術局長から、(一)全学連に対する各大学の態勢は区々である。学外の学生に対する対策は不十分のように思う。各大学においてその責任の下に何等かの処置をとることが必要でないか、よく調査すれば分るのだから、これに対しよく話してやろうとの努力が残つていないか。これはむずかしいことであるが、一般社会もこのような考えが強いのではないか。(二)処分の問題については、何かもう一步踏み切れないものか。極めて強烈的な学生は少数であり、呼び出しても出頭しないような学生はいわば職業的なもので、このような学生は果して進学の見込みありや否や。一般の善良な学生に対して力を尽す一方、かかる少数の学生は排除すべきでないか。その学生の責任を十分追窮していいのではないか。向うに押される態勢でなく、こちらから押してゆくべきでないだろうか。全学連に対する法的根拠はないが、非合法の指令を下したときは、その学生の所属している大学では教育的手段を執つてよいのではないかと発言があつた。これに対しては、もう一步踏み切れぬことであるが、所沢事件のように法廷で論告の結果無罪となつたようなこともあり、大学当局としては、その処分は十分慎重に取扱はなければならぬ。又、学生の自分としての行動でないときは、当人の自由であるから、非常に面倒なことが起こるだろう。学外活動の場合は、野放しにしているわけではないが、有志としての資格で参加したときは、具体的には、どう処置するかは困難な問題である。教育研究の場にふさわしくない行動があれば処分するが、赤羽駅における信号事件のような場合には、大学としては刑事的行動はできない。警職法反対の場合でも、学校を政治的に使つては、これについてはポーターラインがはつきりせず、どこに線を引いて処分す

るか困難である。又、ストに対しては、大学としてはどう考えるべきだろうか。学生のストについては教師にもその正当性を認めているものもあり、ストは世間に示す唯一の武器で、これを取り上げるのは不都合である。学校に拘束される道理はないという考え方のようである。学生に対しては学外でも厳重に指導すべきだとの話もあるが、われわれも学生自体のことも尊重しなければならぬので、簡単にはできない。あまり末梢的なことからこだわつてはいけぬと思う。大学自体が方針を立て、個人としては常時接触を保ち、集団のときは、所定の手続をとらせ、この両方面から指導してゆけば漸次よくなるのではないか等の意見があつた。

二、学外の学生指導について

委員長から、大学に同調しないような学生を指導することは、われわれのとるべきことではないか。少数の学生のときはよいが、多数の学生の指導は容易でない。これが対策について承りたいと述べられた。これに対しては、次のような意見の陳述があつた。

1、学生運動は、一般教育を受けている時期の学生は、麻疹に侵されるようなもので、専門課程に進むと教官との関係は密接になり、又就職問題のこともあり少なくなる。それでエネルギーの流通口として健全な課外活動の施設をして学園を明るく楽しくすることが重要だと思ふ。

2、講演会を開催すれば、これにより視野を広くし、物の考え方に對し、存外の効果がある。

3、健全な体育の奨励が必要である。学生運動の対策としては、正面から割り切つて処分することは効果は少ない。学校に行けば楽しい生活ができるような環境を作ることが必要である。大学によつては食堂も極めて狭隘で、図書館も運動場の設備もないところもある。

4、学生部長の待遇が悪く、その人を得ることは容易でない。一般教官も教授、研究の領域以外であるとして学生部に任せず、もつと理解し知恵をしぼり熱心に力を入れてもらいたい。

5、学生は、将来世の指導者となる人であるから、凡て物ごとを十分考えてこれに処する癖をつけることが必要である。現在は一方的の

意見のみ入つているので、他方からも入る機会を作つてやり、正しい判断をするよう指導することが必要である。
以上各事項を実施するためには、厚生補導の経費を要するので、これが増額を願いたい。

最後に委員長から、本日は各般にわたつて話合つたが、(一)全学連に対する態度としては、もう少し大学として関心をもたなければならぬ。殊に他大学の学生から働きかけがあつたときは、十分に慎重に処置するを要する。処分でなく指導することが必要である。処分の問題では限界が極めて面倒である。これはケース・バイ・ケースによるよりほかはない。指導の立ち場から然るべく処すべきであらう。少数のグループの学生への対策より以上に大事なことは、多数の学生をしつかりサークル等の面から指導し、大学の生活をエンジヨイするようにすることである。教官は指導的の立ち場からできるだけに常に親しく学生に接触することが必要である。(二)自治会の在り方は大きい問題で、十分考えなければならぬ。その活動の限界は、大学共通に将来の問題として各大学において研究願いたい。(三)今後は一年に一回は本委員会を開催して相互の話を承りたい。できれば半年に一回は開催したい。どうか御協力願いたいと述べられた。なお、斯波専門委員から、専門委員としては、さきの学徒厚生審議会の答申を実現されたいとの希望あり、緒方大学学術局長から、予算については、目下予算の審議の時期で、学生の厚生補導の経費については相当重点的に努力している態勢にある。又、全学連の限界についてはむずかしいことだが、教官の意見が区々になつてゐることは困るので、その補導は必要でないか。又外部の学生の処置については具体的には面倒なことであるが、その処分については研究を続けられたいと述べられた。

8 役員会

日時 昭和三四・四・一八(土)午前十時—午後零時四十分
場所 東京大学大講堂南側会議室

議題 総会運営、決算報告、予算案等について

出席者 会長、副会長各理事、各監事、各常置委員会委員長
(欠席者) 黒沢、勝沼、平沢、正田、鰐淵各理事

但し、東京工大、電気通信大は代理者出席

文部省 緒方大学学術局長、春山大学学術局大学課長

茅会長司会の下に開会
会長から、監事井藤半弥一橋大学長に代り、山中篤太郎一橋大学長が
監事に就任された旨、紹介があつた。

一、第十八回総会開催期日並びに会場について

六月五日(金)、六日(土)の両日、日本学術会議において開催することに決定した。

二、昭和三十三年年度決算承認について

進藤事務局長から、別紙決算書につき、翌年度繰越額が、二十七万円余で、前年度比約四十万円余減となつたが、これは科学技術教育振興に関する連絡委員会の専門委員会の開催(十回)並びにその中間報告書の作成経費及び昨年は又、総会を二回開催した等のため、例年より支出が多くなつたためであるとの説明あり、異議なく承認された。

三、会費の増額について

進藤事務局長から、昭和三十四年度予算を編成するに当り、会費を値上げしなければならぬ事情に立ち至つた。本協会の翌年度繰越額は、昭和二十五年の創立以来年々相当の多額で、この点問題になつたこともある程だつたが、最近漸次減少してきて、前項において述べた通り、昭和三十三年度は前年度比約四十万円余の激減をきたし、翌年度繰越額二十七万円余となるに至つた。その原因は、(1)人件費において公務員同様のベースアップによる増給、(2)第十四回総会を学士会館において開催したための経費、(3)予算獲得のため開催した懇談会の経費、(4)調査研究費(科学技術教育振興のため)等の支出増額によるものである。このように繰越額が二十七万円程度では、年度の交替期には借金せずに運営はできないことになるので、この際、会費を一学部当たり年五千元を七千円にし、二千円の増額をしてはどうかとの説明があつた。

これに対し、一学部当たり二千円程度の増額ならば問題はないと思う。差し当りはこれでよいが、算出の基礎が学部だけでよいか、学生の員数なども考慮の余地はないか等の話もあつたが、これ等は、会費の増額とは直接関係はないので、いずれ別個の問題として別に研究することとし、なお、又、今後は調査研究を活発に実施するためにも相当の経費を要することとなるので、増額を認めることとして、これを総会に諮ることとした。

四、昭和三十四年度予算案承認について

進藤事務局長から、前項に述べたところにより、会費を一学部当たり金七千円として別紙の通り予算案を編成したとて、その内容につき説明あり、異議なく原案可決した。

なお、財産目録を別紙の通り報告した。

五、総会の議事日程について

文部大臣の都合を勘案し、次の通り決定した。

第一日 六月五日(金) (午前)

- (1) 会務報告 (2) 会計報告

各常置委員会委員長の報告並びに審議

(昼食休憩)

(午後) 各常置委員会ごとに審議

第二日 六月六日(土) (午前) 文部省の開催による国立大学長会議(予定)

(昼食休憩)

(午後) (1) 各常置委員会委員長の報告並びに審議 (2) 自由討議

六、総会の議題について

1、一般教育問題について

蠟山第一常置委員会委員長から、一般教育の問題に関するアンケートは殆ど集つたので、総会以前に本委員会を開催し、その結果によつては要望事項として提出することになるかも知れないと述べられた。

2、教員養成制度の改善について

右について、嶺山第一常置委員会委員長から、第七常置委員会と合同の委員会を五月二十三日に開催して審議し、その結果、単に報告に止まるか、或は又要望書として提出することになるかも知れないと述べられた。

3、人文社会系の学部長会から提出された人文社会系の予算について会長から、人文社会系の学部長会から、人文社会系と自然科学系との予算は、益々不均衡をきたし、図書費もない現状であるから、これが是正をされたいとの趣旨の陳情があつた旨、説明があつたがこれについては、財政の問題として形式的に一応、第六常置委員会に付託するという考え方もあるが、しかしプリンシプルの問題もかまらるので、なお、内容をよく検討し、総会前に理事会において、その取扱ひ方を協議することとした。

4、琉球大学長の本協会総会へ出席について

嶺山第一常置委員会委員長から、本年一月、沖縄の教育委員会と琉球大学へ教育講演のため赴き、その際、琉球大学の学長と屢々会見したが、同学長から、本協会の総会へ出席させてもらえないかとの要望があつた。その出席の資格は、オブザーヴァーとしてならば恐らく差支ないのではないかと思う。琉球大学は、戦後新設されたもので、その組織は少し明朗を欠くが、独立の大学でありフワンデーションの下で、財政は処理される独立の公共企業体である。米国民政府の管理権が強く、その役員の任命は琉球政府はできない。師弟については少し特殊な事情にあるが、実質的には琉球政府に属している。大学の建築も八分通り完成し、内容も充実し、学部も、文、経、家政の三学部あり、六・三・三制も同一で、最近は非常によくなつた。日本との人員の交流は年々多くなつてゐる。それで同学長は、本協会の総会で親しくなりたいし、又、大学自体としても関係を持ちたいとのことで尤ものことと思うと述べられた。これに対し森戸副会長からも、私も同じような関係で沖縄へ行き、大学その他の学校で講演したが、ほぼ同一の要望があつた。私の考えでは、實際的に教育は日本の線で行われていると思う。教育要綱の改正も、日本国民としての教育で行われ、そのため日本の教育との交流を要

する。小、中、高等学校に比し、大学に関しては、それ程具体的に進められていなかつた。オブザーヴァーとして総会へ出席することについては大きな見地から賛成であると述べられた。又、緒方大等学校局長から、留学生、教科書の問題もあり、小、中、高等学校の指導主事も派遣され、内地の制度へ沖縄も入れ、又、小、中、高等学校の教員の研修の講習も実施していると述べられた。以上のような話し合いの結果、琉球大学の学長を、本協会の名をもつて総会へオブザーヴァーとして招待状を出すことと決定した。

5、国立大学に関する行政上の基本的な重要問題について

森戸副会長から、昨秋から年末にわたり、海外へ出張したが、その主な仕事は、国際大学協会の理事国委員としてカナダのモントリオールに九月一日から五日まで開催された会議に参加することであつた。又、英連邦の会議（会期五日間）へゲストとして出席した。そのほか米国、カナダの五大学を国際大学協会の幹事と共に訪問し、米国西海岸の大学も巡視した。又、カソリック大学連盟の代表者も交えた懇談会にも出席した。又、ユネスコ総会へ一週間、ロンドンにおける英国大学協会総会（二日間ゲストとして参加した。国際大学協会は、来年度一九六〇年にはメキシコで総会がありこれは五年ごとに開催されるもので、今、六十五ヶ国二百六十六大学が参加しており、日本からは十六校参加している。米、仏は最も多く、伊、独等に次いで日本は上位になつてゐる。以上の会議のことは別として、国際大学協会の運営について感じたことは、英連邦五大陸大学の会議で十ヶ国百位の大学から三人乃至五人位ずつ参加し又、英国国内における大学関係の会議では、大学の行政に関して研究していることである。会期五日間殆ど全部大学の行政について討論し、例えば大学の政策は誰が決定するか、工、理学部の新設についてどんな問題があるか、又、英国内の会議でも大学の入学試験はどうするか（日本の適性検査のようなもの、その方法）、新設大学はどうするか、その大きさ、学問の水準等につき、大体、三時間位討論する。それは予定の三人位相当実質的な準備した意見も発表する。その要項は前に提出してある。そして討論はするが決定はしな

い。それが運営に反映する。国際大学協会の問題に関する懇談会でも大学の行政問題を討論する。一九六〇年の総会においても、やはり大学の行政に関する基本的問題について自由な討議をして意見を発表することになつてゐる。それで本協会の総会においても、従来のやり方も意義はあるが、このような討論も行うべきではないか。毎年総会二回開催のうち、一回はこれに充てることにしてはどうか私等にも重要問題があるので、相当自由に討議し、決議はしない。しかも準備された意見を出すことにする。既に新制度の大学教育が十年も経過してゐるから、このようなことをする段階ではないか。年度の総会で行うことも一つの課題だと思つたと述べられた。

これに対し、杉野目理事から、この趣旨には賛成で、本協会を益々発展させるためには、調査研究やP・Rを行うべきであると述べられた。これにつき、森戸副会長から、そのためには本部も調査研究の面を進め、各大学や各常置委員会でも専任でなくとも組織を充実し、多少積極性を持つようにはすることはいいのじやないかと思つたと述べられた。会長から、そのためには会費の値上げや有能な人をパートタイムで依頼することも必要であると述べられた。

次で、蟬山第一常置委員長から、根本問題としては、大学の管理法がないのは不便である。実質的に何が管理機関か分らない。十分大学の実情を知らずに占領者の示唆でやつた。このことは最初、文部省で決めたが、これは本協会で大学の立ち場で研究すべきで、その上で文部省で決めることが順序である。上から来るから危惧の念を生じる。それには大学の内部からはじめ、漸次それから後は国で調査を進め、将来立派な大学管理法を作るべきである。法的根拠がないのはどうか。それは相当準備して本協会で作るべきである。本協会でききに審議したことはあるといわれるが、本協会自ら審議したのではない。過去十年間のうちに大学内の秩序維持、財産管理等問題は種々ある。大学や文部省自体問題を拾ひ上げ、一応具体的問題を取り上げ資料を調べることはよいことと思う。現在の七つの常置委員会では無理だから、特別委員会を設けて問題点を一応調べてはどうか。それにはそんなに費用も要しないだろうと述べ

られた。これに対し、春山大学課長から、大学管理法案は、中央教育審議会へ諮問したし、本協会でも協議して支持してゐる。国立大学のみでなく、公立大学も支持した。この案は占領下に起案したものである。日教組は反対した。案自体はゆるいから、もう少し強くせよとの意見もあつた。又、緒方大学学術局長から、もう少し内容についてはつきりさせたい。問題を取り上げることは有難い、問題点の資料は提供する。基本的な大事な問題について総会においてでも、文部省に聞かしてもらいたいと述べられた。会長から、一年以来、本学では、教養学部と他各学部相互間のあり方、それから入学試験の問題、大学院のあり方や研究所との関係、評議会、停年制度等全部の問題につき検討してゐると述べられた。

以上のような話し合いの結果、大学管理法については、大学管理法そのものを問題とせず、大学制度全体を検討することとし、その討論の間に、自然大学管理法の問題も出てくるだろう。本協会の総会のうち一回はこうした広い問題について自由討議の時間を設けて討論することとしたい。その旨、次回総会開催の通知状にも備考として付け加えることとする。

七、昭和二十四年度の予算について

緒方大学学術局長から、明年度予算の詳細の説明は総会に譲り、その要点は次の通りであると述べられた。

国立大学運営費は、昭和三十三年度は四百億円のところ、昭和三十四年度は四百四十六億七千四百万円となつた。その内容は次の通りである。

1、教官研究費について

明年度は十億円増で五十億円となつた。三年計画で三倍とするこゝとし、戦前の水準にもつてゆくつもりである。その計算で今年は二十七億円要求したのであつた。

2、実験講座について

実験講座制は三〇%、学科目制は二五%増で、単価は実験講座百四十三万二千元である。科目制においては講座当りとせず、実験科目で教授二十七万四千元、助教授十六万五千元、助手四万五千元で

ある。非実験講座では講座制、科目制とも一〇%増で、講座制三十六万三千元、科目制教授八万二千元、助教授四万五千元、助手二万五千元である。

8、教官待遇改善費について

俸給表の改訂は抜本的の改善はなかつた。大学院担当の教官の手の一部が実現され、教授だけ本俸の七%を特別勤務手当として支給することとなり、その額は八千八百万円である。教授だけでなしに全体を引上げる問題が残っている。

4、学科の新設について

自然科学系に重点をおき、全体で十九学科である。理工系学生八千名の増募を三年計画で実施の予定で、昭和三十三年度までは、既設学科に学生を増やす方法を探つたが、昭和三十四年度は、全部学科新設の方法によることになつた。その実施については、国立大学では、八千名のうち四千名を引受けることになつており、昭和三十三年度、同三十四年度に三千名近く増し、あと一千名増すこととなつた。三十四年度は実施し易いところへ学科を増やす結果となり必ずしも計画的でない。昭和三十五年の計画は、いずれ専門の方々の意見をも徴して社会的に必要な分野を計画的に増募するよう措置する予定であることを含まれた。

5、文化施設整備費について

昭和三十三年度比四億円増で三十五億円である。建築費は公立学校文施設においてすしづめ学級解消の対策上、そのあおりでわずか四億円の増となつたが、今後も年次計画を立てて実施する。その四億円の中、五千万円でモデル学生会館を建築するよう大蔵省へ要求した。通つたら取りあえず二ヶ所へ建築する予定である。

6、在外研究費について

昭和三十三年度比五千万円増一億六千万円である。大分染になり百八十名位賄える。昭和三十二年国立大学教官の海外出張者の総数は七百三十名の多数で、年々増加の傾向にある。

7、科学研究費について

昭和三十三年度比一億四百万円増で十五億四千六百万円となつた

た。二十六億円が目標である。

8、職員増について

六百二十六化名で、その大部分は学年進行に伴うもので、昭和三十三年度以前の学科新設によるものは四百十四名である。

9、職員定員法について

国会にひつかかり、その決定は今月末になるので、定員増加は正式に実施できない。この法律が通過すれば四月一日に遡つて実施される。常勤労働者の定員化についても未定だが、全体で五千人と文部省は五百人、八千人だと六百五十人位の見込みである。

以上の説明に対し、杉野目理事から、専科大学法案はどうなるかと質され、緒方大学学術局長から、むずかしい見通しであると答えられた。又、小池理事から、学生増による教官の増があるかと質され、緒方大学学術局長から、三十名ある旨答えられた。次で、森戸副会長から、在外研究員は、大部分は自然科学系の人で、人文科学系は極めて少ないとのことであるが、この点考慮したいこと、又、杉野目理事から、五十才乃至五十五才の教官を三月位海外出張さしてもらいたい旨それぞれ希望を述べた。

367.31. 予算改訂
 人件費より印刷費へ流用増1万円
 2.

二、会 計 報 告

昭和34年4月18日(土)開催された当協会役員会において承認された、昭和33年度決算、昭和34年度予算案及び財産目録は次の通りであります。

昭和33年度 (自昭和33年4月1日 至昭和34年3月31日) 決 算 国立大学協会

科 目	当初予算額	予算現額	決算額	予算現額と決算額との比較	備 考
歳 入 の 部	1,930,000	1,930,000	1,930,500	500円	
1. 会 費	1,225,000	1,225,000	1,225,000	0	
2. 預 金 利 子	30,000	30,000	26,344	△ 3,656	
3. 前年度繰越額	675,000	675,000	679,156	4,156	
歳 出 の 部	1,930,000	1,930,000	1,655,552	274,448	
A 事 業 費	820,000	820,000	704,638	115,362	
1. 総 会 費	400,000	300,000	251,308	48,692	調査研究費へ流用減10万円 2 回分 11回分 第14号、15号 総会費より流用増10万円 原稿料、 年末車代等
2. 役員会費	40,000	40,000	13,950	26,050	
3. 委員会費	60,000	60,000	38,296	21,704	
4. 会報発行費	100,000	100,000	98,500	1,500	
5. 調査研究費	220,000	320,000	302,584	17,416	
B 事 務 費	960,000	960,000	821,416	138,584	
1. 人 件 費	750,000	750,000	705,915	44,085	職員3人分
2. 備 品 費	20,000	10,000	0	10,000	消耗品費へ流用減1万円
3. 借 用 料	40,000	40,000	26,677	13,323	総会場、電話料
4. 消 耗 品 費	20,000	30,000	16,516	13,484	備品費より流用増1万円
5. 印 刷 費	20,000	20,000	5,680	14,320	会報以外の印刷物
6. 通 信 費	40,000	40,000	22,475	17,525	郵便、電報料
7. 旅 費	30,000	20,000	0	20,000	雑費へ流用減1万円
8. 雑 費	40,000	50,000	44,153	5,847	旅費より流用増1万円
C 予 備 費	150,000	150,000	129,498	20,502	
翌年度繰越額			274,948	274,948	

財 産 目 録

昭和34年3月31日現在
国立大学協会

1. 資 金 現 在 額 普通預金	274,948円
2. 備 品 台 帳 総 計 額 (公印、書庫、書棚、謄写版、名票) (石油コンロ、窓日除、書籍等24点)	59,730円

科 目	金 額	摘 要
歳 入 の 部	2,015,000円	
1. 会 費	1,715,000	1 学部当り7千円、245学部 計171万5千円
2. 預 金 利 子	30,000	
3. 前 年 度 繰 越 額	270,000	
歳 出 の 部	2,015,000	
A 事 業 費	850,000	
1. 総 会 費	400,000	72大学170人(2日)(茶菓弁当等)1回計20万円 年2回分 役員等20人1人5百円(茶菓弁当等)1回計1万円 年4回分 委員等20人1人5百円(茶菓弁当等)1回計1万円 年6回分 1回5万円(5百部) 年2回発行 調査会及び研究会(手当、車代、茶菓等)
2. 役 員 会 費	40,000	
3. 委 員 会 費	60,000	
4. 会 報 発 行 費	100,000	
5. 調 査 研 究 費	250,000	
B 事 務 費	965,000	
1. 人 件 費	(720,000) 750,000	職員3人、1人年額平均25万円(賞与、昇給を含む) 机、椅子等購入(現在東大より借用中)
2. 備 品 費	20,000	
3. 借 用 料	40,000	総会場借用及び電話料金等
4. 消 耗 品 費	25,000	会報以外の印刷
5. 印 刷 費	(50,000) 20,000	
6. 通 信 費	40,000	
7. 旅 費	20,000	72大学分1回平均1千円年40回(電報、書留、速達等を含む)
8. 雑 費	50,000	
C 予 備 費	200,000	

-注意!

34. 7. 31. 赤字の回(予算改訂せり)。

起案 No. 34, 35 } 参照のこと。

35. 3. 31 決算の際

1. 当初予算額
 2. 予算現額
- } 欄に設置すること。

三、調 査

昭和三十四年度国立学校予算小観

(主として国立大学才出予算について)

昭和三十二年分以来国立学校に係る予算については本会報に調査の結果を掲載した——三十二年分は本会報十二号三十三年度分は本会報十四号——ところであるが、資料の一端ともなるので昭和三十四年度予算についても、同様の形態によつて本稿を作成した。本稿中の数額等については、前年度と同じく総予算書、同参照書、各目明細書などを資料としたが直接予算の編成に携つておるものでないから、内容等についても理解の点に欠けるところもあるので多少の誤差があることを附記する。

東京工業大学事務局長 佐藤 憲 三

本稿で述べる国立学校の予算は国立大学七二短期大学一(学部附属の研究施設、教育施設、併設短期大学部二三、附属の幼稚園三五、小学校七五、中学校八〇、高等学校一五、盲学校一、ろう学校一、看護学校一「附属学校の計二〇八校」を含む)、大学附属病院二三、大学附置研究所五七、国立高等学校八、及び各種学校四七—大学病院に附属している—の運営に要する才出予算のことである。然しながら附属学校、国立高等学校、各種学校等の予算は国立学校全体の予算四百六十五億七千六百余万円から見れば寡少なものであるので、専ら国立大学学部、病院、研究所に重点を置いて述べることにする。

大学、附属病院及び附置研究所の運営に要する経費としては教育、研究、管理上固有の所謂経常的経費である基準予算に加うるに、昭和三十四年度に新規事業として計上されたものを合せた予算である。この外文部省各局課が所掌する経費即ち文教政策として文部本省予算に盛り込まれている事項の予算国立大学に廻されるものも、大学運営上の重要な経費である。これらの事項中大学に直接する経費としては国立文教施設費及び国立文教災害復旧費がある。これは大学における研究、教育、実験

の場として必要な建物の新嘗又は改築、工作物の新設に使用される。間接的な関連経費としては科学振興に関する予算中に含まれている科学研究交付金、科学試験研究費補助金、研究成果刊行費補助金、輸入機械及図書購入費補助金、在外研究員派遣に関する経費、又文部本省予算に組まれている内地研究員に関する経費、沖縄教員内地派遣研究に関する経費、外国人留学生に関する経費、沖縄よりの留学生に関する経費、次に国立学校の学生生徒に関するものとしては、育英奨学に関する経費、生徒援護に関する経費などがあるが、これらは大学固有の予算中には含まれていない予算であるけれども大学学校における学生生徒を対象として使用されるものである。更に国立学校職員を対象として組織されている文部省共済組合に対しての共済組合費の政府負担金、これに附随する諸経費も文部省共済組合本部より各大学支部に廻されて大学運営上には欠くことのできない重要な経費である。尤も前述の間接的経費の中科学研究費、在外研究員費、内地研究員費、海外よりの留学生経費、育英奨学生徒援護に関する経費は国立大学においてのみ使用される訳でなく公立私立の大学学校、その他の機関においても使用されるのであるが八〇%余に相当する大部分の経費が国立学校関係機関において使用される。前記の予算を総括し前年度予算と比較すると次表に示す通りである。

国立学校関係予算総表

(千円単位)

区 分	34年度予算	33年度予算	増 加 額
国立学校 運営費	52,479,326	50,014,421	2,464,905
大学 及 学 校	32,310,723	31,026,123	1,284,600
大学 附 属 病 院	6,510,440	7,424,224	-913,784
大学 附 置 研 究 所	3,631,675	3,121,080	510,595
国立 文 教 施 設 費	3,524,811	3,101,202	423,609
国立 文 教 災 害 復 旧 費	1,624,724	1,381,811	242,913
小 計 の (1)	46,623,373	46,155,741	467,632
科 学 研 究 費	1,324,000	1,251,000	73,000
在 外 研 究 員 旅 費	1,070,000	1,107,000	-37,000
内 地 研 究 員 等 旅 費	2,021	2,220	-199
外 国 人 留 学 生 費	407,400	377,400	30,000
			減 216,400

沖繩留學生等費	1,618,160	1,618,160	777
繩沖教員派遣旅費	2,596	2,596	0
小計の(2)	1,620,756	1,620,756	1,620,756
育英奨學及学徒援護關係費	8,748,000	8,748,000	1,620,756
国立学校職員共済組合負担金	1,111,633	1,111,633	1,111,633
合計(小計(1)(2)(3))	11,490,600	11,490,600	11,490,600
文部省所管総予算(4)	140,212,383	140,212,383	1,620,756
一般会計総予算(5)	1,215,218,133	1,215,218,133	1,620,756
文部省所管予算総額に對し国立学校関係予算の比率	33.6%	33.5%	1,620,756

前表に示す通り国立大学等において直接的に使用される予算(1)は文部省所管総予算(4)の二八・二%に當り、一般会計総予算(5)の三・四%に當る。国立学校関係予算総額(3)は(4)の三二・六一%に當り、(5)の三・九二%に當る。三十三年度予算に比較すると全体的に上昇したことを知る。

昭和三十四年度予算が昭和三十三年度予算に比較し相当の増額を見るに至つたことは前表に示すように国立学校運営費において四十六億五千七百六十三万五千円、国立文教施設費において四億二千五百六十七万七千円を増加している。これらの増加した額は当協会を通じて大学の多年の要望の予算増加の一端の現れであることに異論はあるまい。尚十分であるとは言いがたいが文部大蔵当局の理解ある措置と解する。国立学校運営に要する経費は教育、研究、管理に必要な所謂大学固有の経常的経費であるため年々これが増加の傾向を辿ることは当然のことであるが昭和三十四年度予算において研究費、学生経費において相当の増加を見たものの戦前の大学予算に比較すればはるかに低位にあるのであつて、日進月歩の學術研究に即応するためには予算面において尚遺憾の点が多い。

全大学が強力に要望している研究室、実験室講義室等の新営に要する経費は大部分が国立文教施設費予算に計上されているのであるが、これに對しては前年度に比し四億二千五百余万を増加したことは前表に示す如く臨時的投資予算としてはかつてないふくらぎを見せたことであるけれども建築に要する差当つての所要額六百億円と称する額よりすれば極めて不足するものである。年々三十億円の予算をもつてしては緊急所要額

を解決することすらも程遠いことである。惟うに昭和三十二年以降に講ぜられた経済正常化のためわが国の経済は世界経済好転の影響もあつてようやく調整の域から新たな成長への段階に進みつつあるようであるが、これらの作用が教育関係予算にまで現はれてくるのは昭和三十四年度文部省所管予算を見ただけでは未だしの感深いものがある。長期財政安定性の確保という必要さから臨時的経費に投資を増大することは避けべきだとする方針のためか、三十四年度予算において国全体の予算が一兆四千億以上となつても大学の施設に要する臨時費は未だ寡少といふべきであろう。文部省の大学に関する概算計画においては相当多額を要求したようであるが三十四年度予算に盛り込まれたものは微弱なものであると想料することは強ち無理ではないであろう。

さて前表昭和三十四年度予算中国立学校固有の運営費について予算科目を基として大別すれば次表の如き結果を見ることが出来る。

◎国立学校運営費科目別内訳

区分	総額		組織区分	
	千円	比率%	千円	比率%
昭和34年度予算額	14,678,374	100%	13,330,735	100%
内訳				
人的経費	26,056,533	100%	33,033,088	100%
俸給手当等	7,552,632	28.7%	8,777,733	26.3%
旅費	45,870	0.2%	11,121	0.03%
物件的経費	1,260,674	4.7%	3,768,700	28.3%
校費	1,013,333	79.5%	1,013,333	26.9%
土地建物維持修繕及新営費	247,341	19.6%	2,755,367	20.6%
その他	1,666,341	13.2%	1,019,000	7.6%
其の				
実習船関係費	2,552	0.02%	2,552	0.02%
受託研究費	100,000	0.4%	100,000	0.8%
受託研究員費	1,111,111	8.7%	1,111,111	8.3%
私立学校教職員研修費	1,111,111	8.7%	1,111,111	8.3%
研究費	0	0%	0	0%
研究所	0	0%	0	0%

奨学交付金	六八〇	六八〇	
医療関係費	三、九八五、四八五	三、九八五、四八五	
特殊設備費	〇・九	〇	46.8
	三、四、五七七	〇	三、九八五、四八五
		〇	10.1
			三、四、五七七

備考 研究所の欄における特殊設備費は東京天文台、原子核研究所、物性研究所の設備費である。

前表の経費は次表に示す職員定員六万四千五百三人、学生生徒数三十万六千人に対する教育、研究、管理の活動その他のための一年度間に使用するものである。

◎職員及学生生徒予算定員調

区分	総人員	組 織 区 分		
		国立学校	大学病院	附属研究所
34年度職員予算定員	六四、五〇〇	四六、九五七	一一、五九六	三、九四六
一般職員	二七、〇〇〇	二二、五四四	四、〇六七	一、五九六
教育職員	三三、一七六	二六、六六五	一、九七七	二、三三三
海事職員	二四〇	〇	〇	〇
医療職員	五、八六六	二六	五、五五三	四六
34年度学生生徒予算定員(総数)	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇八五	五、三二五	〇
大学院学生	一、三三七	一、三三七	〇	〇
専攻科学生	二、三三三	(旧制を含む)	〇	〇
学部学生	一、二、四〇一	一、二、四〇一	〇	〇
短期大学学生	六、一〇〇	六、一〇〇	〇	〇
高等専門学校生徒	一、九七〇	一、九七〇	〇	〇
別科学生	二、八三〇	二、八三〇	〇	〇
盲、ろう学校生徒	四四	四四	〇	〇
附属学校生徒	八六、八〇〇	八六、八〇〇	〇	〇
高等学校生徒	六、七二〇	六、七二〇	〇	〇
中学校生徒	三、九〇〇	三、九〇〇	〇	〇
小学校生徒	四、八〇〇	四、八〇〇	〇	〇
幼稚園児	三、三〇〇	三、三〇〇	〇	〇
各種学校生徒	五、五〇〇	三、三〇〇	五、三二五	〇

◎34、33両年度予算の百分比

区分	総 額		国立学校		大学病院		研究所	
	34年度	33年度	34年度	33年度	34年度	33年度	34年度	33年度
人件的経費	六二・八%	六五・〇%	六九・九%	七二・七%	四四・一%	四六・五%	四四・三%	四八・五%
俸給手当等	六二・七%	六四・〇%	六八・七%	七〇・五%	四三・九%	四六・三%	四二・八%	四七・三%
旅 費	一・一%	一・〇%	一・二%	一・二%	〇・二%	〇・一%	一・五%	一・二%
物件的経費	二六・八%	二四・六%	二九・四%	二七・四%	九・一%	四・七%	四四・七%	元・六%
校 費	二二・一%	二二・二%	二二・七%	二二・三%	七・八%	七・三%	四四・〇%	三二・七%
土地建物維持修繕及新営費	三・七%	三・四%	四・七%	四・二%	一・三%	一・四%	〇・七%	〇・九%
医療関係費	八・九%	八・六%	〇	〇	四六・八%	四四・八%	〇	〇
其他	〇・六%	〇・六%	〇・七%	〇・八%	〇	〇	一〇・一%	〇・九%
特殊設備費	〇・九%	〇・九%	〇	〇	〇	〇	一〇・一%	三・〇%

昭和三十四年度予算においては大学における研究費、学生経費等につき前述の如く基準予算の一割乃至三割の増加を計上されたので物件的経費は前年度に比し窮屈さは多少緩和されるに至るであろう。大学の研究費が大学全体の経費の中の占めるべき割合といつたことについては前年度の説明の際にも触れたところであるが、今日に至つても尚明確な基準がない。このことは極めて困難なことであるけれども大学予算の安定性恒久性を考慮するためには基本的基準を確立する必要があるであろう。現在のよう一口に研究費といつてもその中には色々な要素を含めて積算されておつて真に研究や教育にのみ使用される部分は幾何であるかということとは全く明瞭にされていないし、またその区分は極めて難かしいことであろう、単に研究費という世間にも安易に納得される傾向に

区 分	增加額	増加の内容	34年度予算	33年度予算
研究施設	一七、八六九	研究施設の新設及整備	三三、三〇〇	一六、四三二
研究特別費	三、〇六一	研究報告出版等	一八、〇三三	一六、〇三三
設備充実	一八、〇三三	実習設備附属学校設備等	一、三三〇	一、三三〇
節約額	一六、六四五	基準予算に対し三〇%減	一、三三〇	一、三三〇
自然減少	五五、〇六九	前年度限り終了したものの減	一、三三〇	一、三三〇
土地建物維持修繕新営等	二六六、八二四	各所修繕、各所新営、不動産購入等	一、三三〇	一、三三〇
其の他	六、九七七		三三、三〇〇	三三、三〇〇
実習船関係費	九、五九三	実習船建造、及び運航費	二〇、二〇〇	一六、七二二
受託研究費	二、一〇五		七、〇〇〇	九、五三三
受託研究員費	二、九二一		九、〇〇〇	九、〇〇〇
私立学校職員研修費	一〇〇		四、六二二	四、六二二
奨学交付金	〇		六八〇	六八〇
合 計	三三、三三三		三三、三〇〇	一六、四三二

二、大学 附属病院の分

区 分	增加額	増加の内容	34年度予算	33年度予算
大学附属病院	七、四一七		八、五〇〇	七、七六六
人件的経費	一七、七四〇	診療科の増設、助産婦学校増置、衛生技術師学校増設等増員、初任給是正等	三、七七一	三、六〇一
俸給手当等	一四、三七七		三、七六六	三、五三三
旅 費	三、六三三	収入督促旅費の増、研究旅費基準予算に対する二〇%増あるも節約額五%の減少を差引増加したもの	二〇、八三三	一七、一六九
物件的経費	一〇八、六三三		六、七三三	六、七三三
校 費	一〇、二八五		六、八二八	六、八二八
管理関係	六、四八八	管理業務委員の増及同	六、四八八	六、四八八

三、附置研究所の分

区 分	增加額	増加の内容	34年度予算	33年度予算
研究関係	一六、二九七	質金の是正管理用設備新設	一、三〇〇	一、三〇〇
学校設置関係費	一、三〇〇		一、三〇〇	一、三〇〇
アイントープ放射線防護設備	六七三		二、〇〇〇	一、三二七
設備改善	二、〇〇〇		二、〇〇〇	二、〇〇〇
節約額	二、二四三		三、二六七	三、二六七
土地建物維持修繕各所新営費	三、二六七		一〇、〇〇〇	一、二二七
医療関係費	五二、一五三		三、九八五	三、四七三
患者診療	三三、〇三三		三、九八五	三、四七三
学用患者	一四、一八二		一、二二七	一、二二七
諸設備整備	一七、六七九		一、二二七	一、二二七
節約額	一八、八二二		一、二二七	一、二二七
合 計	七四、一五五		八、五〇〇	七、七六六

部門増設等	二四、六三三	一七部門増、六部門整		
研究関係	一七、三三〇	基準予算に対し約一〇乃至三〇%増		
特別事業	一〇、三三四	活火山観測、放射性有機化合物製造、宇宙観測		
特殊装置運転	一五、〇五五			
共同研究施設運営	二一、六五五			
諸設備	一四、三七四			
節約額減	二五、七九〇			
土地建物維持修繕新営	八二九		二六、八二六	二七、六四五
其の他	七、三九四		三六、八二三	二九、四二九
受託研究費	七、五一〇		三三、〇五九	二五、五五九
受託研究員費	一一六		三、七六四	三、八八〇
特殊設備費	二、一四五		三八四、五七七	三八二、四三三
望遠鏡購入	一五、〇一〇			
研究所臨時設備	三九、五〇〇	物性研たんばく研航空研等		
自然減少	三六、六六五	前年度限り終了したものの減		
合計	六七一、八三三		三、八三三、八七五	三、一七一、〇八〇

附

大学関係歳入予算について

昭和三十四年度文部省才入予算中、国立学校、大学附属病院、研究所等に関係するものは次表の通であるが、国立学校等の三十四年度才出予算額四百四十六億七千四百三十七万八千円の中自体才入予算額九十二億三千七十六万円の差額三百五十四億四千三百六十一万八千円は政府支出金によるものである。才出予算額の凡そ二六%が収入支弁に相当することを知る。

国立学校関係歳入予算調

区 分	千円	
	34年度	33年度
授業料及入学検定料等	二、〇二五、四八七	一、九〇一、一九八
寄宿料	四〇、三九六	四〇、三九六
病院収入	六、六二二、四三六	六、〇三六、三九七
受託調査試験及役務収入	七、三三三	四、六三〇
物品売払収入	四六六、八〇八	五九九、三八四
用途指定寄付金収入	二、二三五	六八〇
合計	九、二三〇、七〇〇	八、六八八、〇七〇

以上

四、彙報

1、国立大学協会会則

第一章 総則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役員

第六条 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は、次のように定める。

一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員の仕事は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第四章 会議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。但し、会長が必要と認め

たとき又は会員拾名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総

会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は、毎年三回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、

理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 会計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日

で終る。

第六章 雑則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を

置くことができる。

附則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

2、国立大学協会役員一覽表

会長(理事)

副会長(〃)

理事

伊藤辰治 甲代秀徳

茅 誠 司(東京大)
 森 辰 男(広島大)
 杉 野 晴 貞(北海道大)
 黒 川 利 雄(東北大)
 小 池 敬 事(新潟大)
 山 内 俊 吉(東工大)
 黒 沢 清 三(横浜大)
 戸 田 正 三(金沢大)
 勝 沼 精 藏(名古屋大)
 平 沢 興 次(京都大)
 正 田 建 次(大阪大)
 児 玉 桂 三(徳島大)
 山 田 弘 穂(九州大)
 本 田 弘 人(熊本大)
 山 中 篤 郎(一橋大)
 古 林 喜 楽(神戸大)

松坂佐一

3、各常置委員一覽表(不順)

第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

委員長

委員

伊 藤 政 道(お茶の水女大)
 三 藤 武 男(信州大)
 平 沢 次 郎(山梨大)
 古 林 喜 興(京都大)
 山 田 喜 穂(九州大)
 本 田 弘 人(熊本大)
 野 村 武 衛(三重大)
 黒 沢 清 三(横浜大)
 川 冬 夫(愛媛大)

〇 蟬山政道(お茶の水女大)

第二常置委員会(学科課程、入学試験等に関する問題)

委員長

委員

小 池 敬 事(新潟大)
 西 田 成 甫(群馬大)
 山 田 良 之 助(静岡大)
 遠 藤 隆 次(埼玉大)
 黒 川 利 雄(東北大)
 久 保 佐 美(高知大)
 中 沢 良 夫(京都工芸繊維大)
 吉 井 義 次(岐阜大)
 甲 斐 三 郎(宮崎大)

長 伊藤辰治

第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長

委員

児 玉 桂 三(徳島大)
 草 場 勇 三(大分大)
 岩 崎 真 澄(和歌山大)
 三 浦 百 重(鳥取大)
 福 田 得 志(鹿児島大)
 嘉 村 平 八(九州大)
 都 崎 雅 之 助(茨城大)

第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長

委員

戸 田 正 三(金沢大)
 北 村 精 一(長崎大)
 浅 井 栄 資(東京商船大)
 関 根 隆 資(東京水産大)
 野 尻 重 雄(京都学大)
 長 尾 優 隆(東医大)
 野 村 七 録(弘前大)

田 中 晃 介(山口大)
 今 中 次 郎(秋田大)
 渡 辺 万 次郎(山形大)
 関 口 勲(小樽商大)
 加 茂 儀 一(小樽商大)

第五常置委員会（大学間の協力に関する問題）
 委員 山本 三郎
 平 沢 俊 雄（大阪外）
 正 田 寛 一（電気通）
 上 野 直 昭（東京芸）
 梅 原 真 隆（富山大）
 早 坂 一 郎（島根大）
 大 賀 惠 二（室蘭工）
 落 合 太 郎（奈良女子）
 八 木 日 出 雄（岡山大）

第六常置委員会（大学財政に関する問題）
 委員 山 中 篤 太 郎（一橋大）
 岩 崎 民 平（東京外）
 田 所 哲 太 郎（帯広畜）
 大 畑 文 七（滋賀大）
 小 牧 実 繁 一
 鈴 木 重 雄（岩手大）
 阿 部 久 次（福島大）
 杉 野 晴 貞（北海道大）
 山 内 俊 吉（東京工）
 吉 田 正 男（東京農）
 勝 沼 精 藏（名古屋工）
 佐 藤 知 雄（名古屋工）
 大 泉 行 雄（香川大）
 大 羽 真 治（神商船）
 山 内 源 登 治（宇都宮大）
 長 谷 川 万 吉（福井大）

委員 山 中 篤 太 郎（一橋大）
 岩 崎 民 平（東京外）
 田 所 哲 太 郎（帯広畜）
 大 畑 文 七（滋賀大）
 小 牧 実 繁 一
 鈴 木 重 雄（岩手大）
 阿 部 久 次（福島大）
 杉 野 晴 貞（北海道大）
 山 内 俊 吉（東京工）
 吉 田 正 男（東京農）
 勝 沼 精 藏（名古屋工）
 佐 藤 知 雄（名古屋工）
 大 泉 行 雄（香川大）
 大 羽 真 治（神商船）
 山 内 源 登 治（宇都宮大）
 長 谷 川 万 吉（福井大）

第七常置委員会（教員養成に関する問題）
 委員 村 上 俊 亮（東京学）
 朝 永 振 一郎（東京学）
 武 田 一 郎（北海道学）
 小 林 政 一（千葉大）

委員 村 上 俊 亮（東京学）
 朝 永 振 一郎（東京学）
 武 田 一 郎（北海道学）
 小 林 政 一（千葉大）

佐藤 匡 玄
 内 藤 卯 三 郎（愛知学）
 稻 荷 山 資 生（奈良学）
 北 川 久 五 郎（大阪学）
 石 橋 忠 次（福岡学）

4、科学技术教育振興に関する連絡委員会

委員 山 平 内 俊 吉（東工大）
 委員 山 田 興（京都大）
 山 田 稷（九州大）
 平 沢 俊 道（お茶の水女子）
 山 田 政 道（お茶の水女子）
 黒 沢 清（横浜国）
 小 林 政 一（千葉大）
 渡 辺 万 次 郎（秋田大）
 遠 藤 隆 次（埼玉大）
 山 田 良 之 助（静岡大）
 寺 沢 寛 一（電気通）
 正 田 建 次 郎（大阪大）
 佐 藤 知 雄（名古屋工）
 大 畑 文 七（滋賀大）
 杉 野 晴 貞（北海道大）
 村 上 俊 亮（東京学）
 武 田 一 郎（北海学）
 北 川 久 五 郎（大阪学）
 田 中 晃（山口大）

5、各専門委員一覽表

第三、第四常置委員会専門委員

大 塚 博
 鈴 木 廉 三
 柏 木 嵩
 北海道大学学生部長
 東北大学学生部長
 千葉大学学生部長

斯波義慧	東京大学学生部長
日下部智	東京学芸大学教務補導部長
下村康	東京教育大学厚生補導部長
久武雅夫	一橋大学 ^附 生補導部長
田崎忠勝	信州大学学生部長
難波得三	金沢大学学生部長
芦田譲治	京都大学学生部長
須賀太郎	名古屋大学学生部長
平塚錦平	広島大学補道部長
北御門良夫	山梨大学学生部長
吉村恂	九州大学学生部長
石原道博	茨城大学学生部長
森河敏夫	大阪大学学生部長
第六常置委員会専門委員	
進藤小一郎	東京大学事務局長
佐藤憲三	東京工業大学事務局長
石川仁作	東京教育大学事務局長
藤野正	一橋大学事務局長
科学技術教育振興に関する連絡委員会専門委員	
委員 山内恭彦	東大教授・理学部物理学
古賀逸策	東大教授・工学部長
大塚明郎	東大教授・光学研究所長
佐々木重雄	東工大教授・精密工学研究所機械工学
森田清	東工教授・理工学部電子工学
佐藤憲三	東工大事務局長

6 要望書の提出 (第十七回総会)

本協会第十七回総会における協議に基き、左記の通り要望書を作成の上、茅会長は親ら、岸総理大臣、灘尾文部大臣、佐藤大蔵大臣、坂田衆議院文教委員長、加藤自由民主党文教部長、山中大蔵政務次官の六氏に

は面談の上これを提出し、自余の各位に対しては、それぞれ郵送提出して協力を要望した。
附記 このことについては、昭和三十三年十二月十一日国大協庶第一四
五号をもつて、各国立大学長宛に報告済みであります。

(不順)

一、総理大臣	岸信介
一、文部大臣	灘尾弘吉
一、大蔵大臣	佐藤栄作
一、衆議院文教委員長	坂田道太
一、参議院文教委員長	竹中勝男
一、自由民主党文教部長	加藤精三
一、大蔵政務次官	山中貞則
一、大蔵主計局長	石原周夫
一、文部事務次官	稲田清助
一、大学事務局長	緒方信一
一、会計参事官	天城勲
一、大学学術局大学課長	春山順之輔
一、大蔵事務次官	森永貞一郎
一、主計官	相沢英之
一、人事院総裁	浅井清
一、人事官	入江誠一郎
一、人事官	神田五雄
一、人事院事務総長	佐藤朝生
一、給与局長	滝本忠男

要望書

今回国立大学協会は第十七回総会を開いて国立大学関係の緊急な事項につき熱心な討議を行いました。
戦中、戦後の混乱と空白によつて、わが国の学術各分野の水準は欧米のそれに比べて非常に低下しましたので、関係各方面は挙つてその復旧に努力し、政府もそのために力を尽されましたことは、われわれの感謝している所であります。しかるに、最近欧米の視察旅行を終えて帰朝し

た各分野の専門家の一致した報告によれば、欧米の基礎科学の躍進は驚異に値するものがあり、わが国との較差は益々著るしくなつてきたこととあり、若しこのままに推移するときは、わが国の科学は今迄の努力にもかかわらず国際水準から落伍せざるを得ない危機にあると考えられることとあります。

国立大学協会はこの事態を深く憂慮し、さきに第十六回総会において決定した次の要望を再び関係各方面に提出して、注意を喚起することといたしました。尚日本学術会議も第二十七回総会において同様の趣旨の声明を発表されましたので参考のため添付いたします。

一、施設設備の拡充整備

現制度の大学は戦時中より敗戦後にかけての混乱期に旧態のまま新大学となるか又は専門学校がそのまま昇格したもので、すでに発足において大学としての体も実も具備してはなかつたのであります。その後も大学としての重要な役割が等閑視され、更には敗戦後の急速なインフレーションにより教育費研究費は極端な窮乏を告げ、研究資材の入手も亦困難を極めました。かくして教育・研究の施設は甚だしく老朽化し、又戦災による災害復旧も遅々として進まず、新大学制度発足以来十年を経過した今日と雖も本来の大学のあるべき姿に程遠いのであります。殊に最近の諸外国に於ける驚異的な科学技術の進歩、研究諸設備の龐大化、精鋭化、徹底した研究者の養成計画などと較べるときは、我国の国立大学の現状は実に寒心にたえないものがあります。

二、研究費の大幅な増額

然しながら問題は研究施設の貧弱であることに止まらず、教育研究に充てるべき予算についても、戦前帝国大学に於ける実験一講座当たり物件費は一万円であつたが、これを現今の物価に換算すれば凡そ四〇〇万円に相当するものであります。しかるに現行の実験講座は度々の増額にもかかわらず一〇〇万円を僅かに超す程度であり、人文、社会科学の非実験講座に至つては三五万円という僅少であります。しかも新制大学はその三分の一を僅かに超えるという極めて貧弱な状態であります。

三、教員の待遇改善

更に、大学は有為な人材を育成してこれを社会に送ると共に大学の将来の教育・研究を担うべき後継者を養成する責務を併せ有するものであります。このためには優秀なる教授陣と年々優秀なる卒業生を研究者として大学に確保しなければなりません。然るに戦後大学教員の待遇は欧米各国に比し著しく低く、又戦前の我国に於ける教官の待遇に較べても甚だ低くして最低の生活給を出ていない状態であります。大学教員給与について再検討を加え早急に裁判官のごとく特別俸の制を設けるか、又は講座手当、研究手当等を設ける必要があります。近來有為の研究者が外国の大学研究所等に転職する者多く、又優秀な新卒業生が民間諸企業に就職を希望する傾向が顕著になりつつあることは大学を管理する者として看過し得ないことであります。

我々は世界の情勢と我国の置かれたる地位を稽えるとき、国立大学に課せられたる使命の益々重大なことを痛感せざるを得ないのであります。科学技術振興の強く叫ばれた昭和三十三年度の国立大学関係の予算の実状は既住数度に亘る要望に拘らず懸案の諸事項の解決は未だ何等緒につかず、将来のために真に憂慮に堪えざるものがあります。国費多端の折からとは謂え叙上の理由から大学における施設設備、研究費の大幅な増額及び教員待遇改善等のため、この際根本的な検討を加えられ、年次計画を樹立して急速にこれを実施せられんことを強く要望します。

昭和三十三年十二月二日

国立大学協会 会長 茅 誠 司

声 明

一九五八年一〇月二四日日本学術会議第二十七回総会
技術革新の基盤である基礎科学の進歩は、欧米では近年飛躍的なものがあり、わが国との較差は益々増大する傾向があきらかである。今日直ちに強力な施策をもつて、基礎科学の研究体制の全般にわたり、水準の飛躍的な向上、内容の画期的な充実を表現し、科学・技術の振興のために強固な基盤を培養しなければならぬ。もしこれを放置するならば、数年ならずして、わが国の科学は、多くの重要な分野において国際水準から脱落せざるを得ず、その前途はまことに憂慮すべきものがある。

日本学術会議は、第二十七回総会の決議により、政府がこの点に関し

従来本会議が要望してきたところに基づき、有効適切な措置を速かに講ぜられることを強く切望すると共に、この事態に関し広く国民の理解と支持とを望むものである。

7、第六常置委員会委員長の互選

国立大学協会第六常置委員会委員長井藤半弥殿には今般一橋大学長を辞任なされ同時に委員長もやめられましたので、前例により同委員会委員（総計十五名）間において書面により委員長を互選していただきましところ、四月十三日開票の結果一橋大学長山中篤太郎殿が当選されました。

8、昭和三十四年度大学卒業生就職対策

懇談会

日時 昭和三三・一〇・二二、午後一時半より四時まで

場所 日比谷公園内 松本楼

主催者 労働省職業安定局雇用安定課

出席者 労働省、文部省、人事院の関係官、各種大学連合体、

業界連合体

標記の懇談会が開催されたので、当協会からは斯波専門委員が出席したが、議題として特異のものなく昭和三十四年度の見透しが多少明るので新対策を設けず前年の如き方針を執ることになった。なお、文部省の調査によると、昭和三十三年度に比較し、昭和三十四年度の国・公・私立大学卒業者は合計約一万名の減少の見込みであるとのことであつた。

9、昭和三十五年三月大学卒業予定者に対する就職の推薦開始時期等についての協議会

日時 昭和三四・四・四、十時より十二時まで

場所 文部省第一会議室

主催者 文部省大学学術局

出席者 文部省、労働省、人事院の関係官、各種大学連合体、

業界連合体、業種別連合体等

標記の協議会が緒方大学学術局長主宰の下に開催され、当協会からは斯波専門委員代理（東京大学学生部今厚生課長）が出席したが、特異の議題無く、従つて推薦開始時期は昭和三十四年三月大学卒業予定者と同じとすることに協議され、なお格別の事案の生じない限り、当分の間この方針を継続して行くことも承認された。

10、一般教育に関するアンケート依頼

昭和三十三年十二月十一日国大協庶第一四号をもつて、第一常置委員会蛸山委員長から、国立大学長宛に、「一般教育に関するアンケート」を送付して御協力をお願いした。

このアンケートは、会報第十五号第二八・二九・三〇頁に掲載されているものを、第十七回総会において報告了承を得たものであります。

11、一般教育等開設科目について依頼

昭和三十四年四月十五日国大協庶第一〇一号をもつて、第二常置委員会小池委員長から、各国立大学長宛に、

一、大学は一般教育科目等の授業科目の開設をどの程度にすべきか、また開設の授業科目はいかなるものが適当と認められるか。（大学設置基準第二十条ないし第二十三条及び第三十二条参照）の表示

二、一般教育科目等の授業科目はどの程度の単位数が必要か。の表示の二項目について調査方を願ひした。

12、(第二常置委員会関係) — 会報第二三頁上段 —

一般教育科目及び外国語科目開設大学数調

昭和三三・一一・一五

一般教育科目

一、人文科学系

哲学、宗教、教育、心理系 二六科目

(大学数)

哲学六〇、倫理五八、論理二二、心理五一

歴史、地理系 一七

歴史(歴史二五、日本史二一、東洋史一五、西洋史一六)

文学系 四一

文学(文学三三、国文学二四、国語一六、漢文学一六、三二、中国文学一五)

芸術系 一九

美術三二、音楽三〇

その他 七九

二、社会科学系

法学、政治系 九

法学五九(日本国憲法四〇を含む)

経済系 九

政治四二、経済六六

社会系 一二

社会六一、地理(人文)五〇

歴史地理系 一四

統計二二

心理、教育、統計、家政系 二二

その他 三

三、自然科学系

数学系 一七

数学六五

物理系 六

物理六七

化学系 五

化学六四

生物系 四

生物六〇

地学系 四

地学六一

図学、天文気象、統計、工業家政系 一六

その他 九

八科目

六科目

五科目

四、外国語科目

外国語 一三 英六九、独六九、仏五七 三科目
合計 二二二 二二科目

備考 保健体育科目については各大学同一であるので省略する。

13、(第二常置委員会関係) — 会報第二三頁上段 —

国立大学一般教育等開設科目数調

昭和三三・一一・一五

区分	開設科目数			
	人文	社会	自然	計
北海道	一四	一〇	八	二八
北海工学	七	五	六	一八
室蘭工業	四	五	六	一五
小樽商科	六	八	五	一九
広畜産	六	六	五	一七
弘前	九	九	七	二五
岩手	四	七	五	一六
東北	三	九	八	二〇
秋田	七	七	五	一九
山形	八	六	八	二二
福島	六	六	五	一七
茨城	〇	六	五	一一
宇都宮	一	五	六	一二
群馬	二	五	五	一二
埼玉	八	五	五	一八
千葉	九	五	六	二〇
東京医科歯科	一	五	三	九
東京外国語	四	六	六	一六
東京農工	五	六	六	一七
東京芸術	七	五	八	二〇
東横	五	五	四	一四
東横	四	五	六	一五
東横	五	五	八	一八
東横	七	五	八	二〇

